

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年2月3日
【発行者名】	リクソー投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 窪園 敏郎
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル
【事務連絡者氏名】	伊藤 妙子
【電話番号】	03-4520-8400
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券に係るファンド の名称】	リクソー・ヘッジファンド・セレクション ポールソン・アドバン テージ連動ファンド リクソー・ヘッジファンド・セレクション トランストレンド・エン ハンスト連動ファンド リクソー・ヘッジファンド・セレクション ブリッジウォーター連 動ファンド リクソー・ヘッジファンド・セレクション マネープール・ファン ド
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券の金額】	各ファンドにつき、上限500億円。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

リクソー・ヘッジファンド・セレクション ポールソン・アドバンテージ連動ファンド
 リクソー・ヘッジファンド・セレクション トランストレンド・エンハンスト連動ファンド
 リクソー・ヘッジファンド・セレクション ブリッジウォーター連動ファンド
 リクソー・ヘッジファンド・セレクション マネープール・ファンド
 （以下、略称で、「リクソー・ヘッジファンド・セレクション ポールソン・アドバンテージ連動ファン
 ド」を「ポールソン」、「リクソー・ヘッジファンド・セレクション トランストレンド・エンハンスト
 連動ファンド」を「トランストレンド」、「リクソー・ヘッジファンド・セレクション ブリッジウォー
 ター連動ファンド」を「ブリッジウォーター」という場合があります。また、これらを総称して、「ヘッジ
 ファンド」または「各ヘッジファンド」という場合があります。「リクソー・ヘッジファンド・セレク
 ション マネープール・ファンド」については、「マネープール・ファンド」という場合があります。な
 お、これらを総称して、「リクソー・ヘッジファンド・セレクション」、「ヘッジファンド・セレクシ
 ョン」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」または「当ファンド」という場合が
 あります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型 追加型株式投資信託の受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適
 用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機
 関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替
 機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿
 に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。ファンドの委託者で
 あるリクソー投信株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある
 場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式
 の形態はありません。

また、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格
 付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

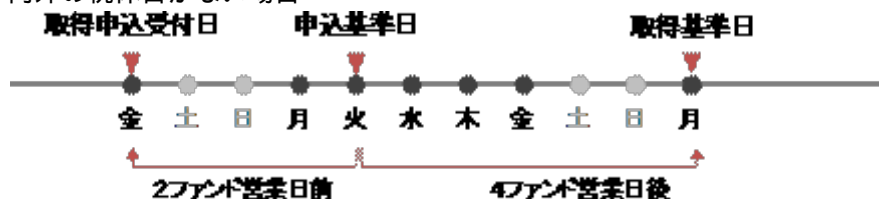
各ファンドについて、500億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

原則として、取得申込受付日に係る申込基準日¹の4ファンド営業日²後の日（以下「取得基準日」とい
 うことがあります。）の基準価額³とします。

1 原則として、毎月第2および第4火曜日（ただし、12月の第4火曜日は除きます。）を「申込基準
 日」とし、当該申込基準日の2ファンド営業日前の日を取得申込受付日とします。

例）内外の祝休日がない場合



2「ファンド営業日」とは、日本の営業日であり、かつ、パリ、ルクセンブルグ、ジャージーおよび
 ニューヨークのすべての銀行営業日である日をいいます。

3「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

(なお、前記金額に後記(5)記載の申込手数料ならびに申込手数料に係る消費税相当額および地方消費税相当額(以下「消費税等相当額」といいます。)は含まれません。)

自動けいぞく投資契約(委託会社が指定する指定販売会社(受益権の取得の申込の取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者および登録金融機関を総称して「販売会社」といいます。以下同じ。)によっては名称が異なる場合があります。別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下同じ。)に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、毎営業日(委託会社の営業日をいいます。)算出され、委託会社または販売会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせいたします。委託会社の照会先は以下のとおりです。

照会先：リクソー投信株式会社

ホームページ : <http://www.lyxor.co.jp>

電話番号 : 03-4520-8400

(受付時間：営業日の9:00~17:00)

また、基準価額(1万口当たり)は、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に以下のように掲載されます。

ポールソン：「HF ポールソン」

トランストレンド：「HF トランス」

ブリッジウォーター：「HF ブリッジ」

(5) 【申込手数料】

各ヘッジファンドの取得基準日の基準価額に4.20%(税抜4%)を上限として、販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。なお、スイッチングによる取得申込みの場合も同様とします。マネープール・ファンドの取得申込みを行う場合には、申込手数料はかかりません。(マネープール・ファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。)

詳しくは販売会社または前記(4)の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

分配金の受取方法により、申込みには、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

「分配金受取コース」は、収益分配時に、収益分配金を現金で受け取るコースです。「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコースです。

いずれのコース共、申込単位は販売会社が別途個別に定める単位とします。なお、スイッチングによる取得申込みの場合も同様とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資は、1口単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成24年2月5日から平成25年2月4日までとします。

申込期間は、上記申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

申込期間中、販売会社で申込みを取り扱います。販売会社の詳細に関しましては、前記(4)の委託会社の照会先までお問い合わせください。なお、販売会社によっては、すべての支店・営業所等で取扱いをしていない場合がありますので、取扱店等の詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

ファンドの受益権の取得申込者は、申込代金（申込金額（取得基準日の基準価額×申込口数）に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した額）を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは各販売会社にお問い合わせください。各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、ファンドの受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額および申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は、販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は次のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

スイッチング

「ヘッジファンド・セレクション」を構成する各ヘッジファンドとマネープール・ファンド間でのスイッチングが可能です。したがって、一つのヘッジファンドから別のヘッジファンドにスイッチングする際には、一旦、マネープール・ファンドにスイッチングし、後日、マネープール・ファンドから別のヘッジファンドにスイッチングする必要があります。

スイッチングとは、「ヘッジファンド・セレクション」を構成する各ファンドの受益者が保有する当該ファンドを解約した受取金額をもって、その支払いを行った販売会社で、「ヘッジファンド・セレクション」を構成する各ファンドの取得申込みを行うことをいいます。

日本以外の地域における発行はありません。

取得申込金額には利息はつきません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、一部解約金および償還金は、社振法および前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

「ヘッジファンド・セレクション」は、4本（3本のヘッジファンドとマネープール・ファンド）のファンドから構成されています。

<各ヘッジファンド>

各参照ファンドのパフォーマンスにより価格および償還価額が変動する性質を有する米ドル建てユーロ・ミディアム・ターム・ノート（「パフォーマンス連動債」といいます。）への投資を行うことにより、各参照ファンドの投資成果を獲得することを目的とします。

各ヘッジファンドの各参照ファンドは次の通りです。

ヘッジファンド	参照ファンド
ポールソン	「リクソー / ポールソン・アドバンテージ・ファンド・リミテッド（クラスB）」（ジャージー籍外国投資法人・米ドル建て。）
トランストレンド	「リクソー / トランストレンド・エンハンスト・ファンド・リミテッド（クラスB）」（ジャージー籍外国投資法人・米ドル建て。）
ブリッジウォーター	「リクソー / ブリッジウォーター・ファンド・リミテッド（クラスB）」（ジャージー籍外国投資法人・米ドル建て。）

<マネープール・ファンド>

本邦通貨表示の短期有価証券を実質的な主要投資対象とし、安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

マネープール・ファンドは、「リクソー・マネー・マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

信託金の限度額

各ファンド500億円とします。

ファンドの基本的性格

ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類の属性区分に該当します。

商品分類表（該当する商品分類を網掛け表示しています。）

<各ヘッジファンド>

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）	補足分類

単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型 特殊型 (絶対収益追求型)
----------------	----------------	------------------------------------	---------------------------------

<マネープール・ファンド>

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

該当する商品分類の定義について

項目	該当分類	分類の定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	特殊型 (絶対収益追求型)	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表（該当する属性区分を網掛け表示しています。）

<各ヘッジファンド>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替 ヘッジ	特殊型
--------	------	--------	-----------	-----

株式 一般 大型株 中小型株		グローバル (含、日本)		ブル・ベア型 条件付運用型 絶対収益追求型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	あり	その他 ()
不動産投信		中南米		
その他資産 (投資信託証券(株式(一般)))	日々	アフリカ	なし	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中近東 (中東) エマージング		

<マネーブル・ファンド>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含、日本) 日本	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券(債券))	日々	アフリカ	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中近東 (中東) エマージング	

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

項目	該当分類	分類の定義
----	------	-------

投資対象資産	債券 その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産 (投資信託証券(債券))	投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として債券に投資する。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (含、日本)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(含、日本)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
特殊型	絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

上記の商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。なお、上記以外の用語の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ファンドの特色

ファンドの特色（「リクソー・ヘッジファンド・セレクション」の特徴）

- ① 世界を代表する複数のヘッジファンド・マネジャーが投資助言するファンドのパフォーマンスへの投資機会をご提供します。

① ボールソン・アドバンテージ連動ファンド：イベント・ドリブン戦略

② トランストレンド・エンハンスト連動ファンド：マネージド・フューチャーズ戦略

③ ブリッジウォーター連動ファンド：グローバル・マクロ戦略

各ヘッジファンドは、パフォーマンス連動債への投資を通じて、「リクソー／ボールソン・アドバンテージ・ファンド・リミテッド(クラスB)」（以下、「リクソー／ボールソン」といいます。）、「リクソー／トランストレンド・エンハンスト・ファンド・リミテッド(クラスB)」（以下、「リクソー／トランストレンド」といいます。）、「リクソー／ブリッジウォーター・ファンド・リミテッド(クラスB)」（以下、「リクソー／ブリッジウォーター」といいます。）（以下、上記3つのファンドを総称して「参照ファンド」^(注1)という場合があります。）への投資機会をご提供します。

- ② 原則として、月2回、購入・換金のお申込みが可能です。

- ③ マネープール・ファンドを通じ、各ヘッジファンド間でスイッチングが可能です。

各ヘッジファンド間でスイッチングする際には、一旦、マネープール・ファンドにスイッチングし、後日、マネープール・ファンドから別のヘッジファンドにスイッチングする必要があります。

- ④ 世界最大級のヘッジファンド・プラットフォーム運営会社であるリクソー社が提供するリスク管理システムにより、運用資産を管理します。

各ヘッジファンドが実質的に投資する参照ファンドはすべて、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ（以下、「リクソー社」といいます。）のヘッジファンド・プラットフォーム（以下、「リクソー・プラットフォーム」といいます。）において、リクソー社が分別管理した上で、日々のリスク管理を行います。（詳しくは後記「追加的記載事項」の「リクソー社のヘッジファンド・プラットフォーム」をご覧ください。）

- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

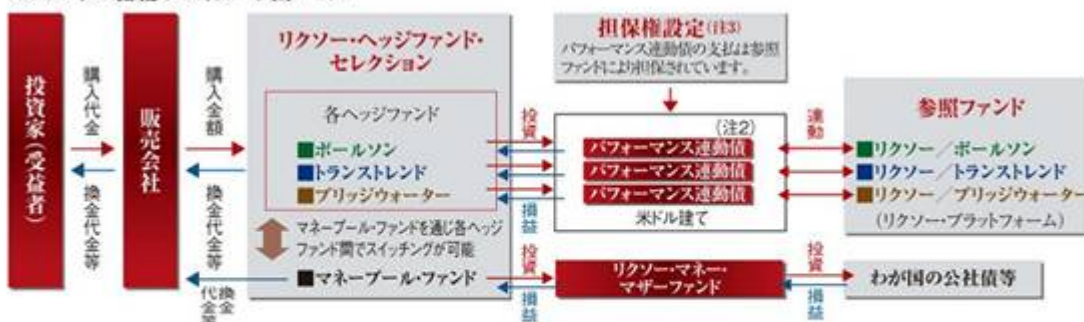
(注)参照ファンドは、ボールソン・アドバンテージ・カンパニー・インク（以下、「ボールソン社」といいます。）、トランストレンドB.V.（以下、「トランストレンド社」といいます。）、ブリッジウォーター・アンシエイツ・インク（以下、「ブリッジウォーター社」といいます。）（以下、上記3社を総称して「各社」という場合があります。）の投資助言に従って運用されます。

ファンドの仕組み

- 各ヘッジファンドは、コデイス・セキュリティーズ・エス・エイにより発行されるパフォーマンス連動債に投資し、原則として高位に組み入れることにより、参照ファンドの投資成果を獲得することを目指します。
- パフォーマンス連動債へ投資される部分においては、参照ファンドである、リクソー／ボールソン、リクソー／トランストレンド、リクソー／ブリッジウォーターに連動した投資成果の獲得を目指します。
- 参照ファンドは、各社の投資助言に従って運用されています。
- 申込期間中については、ヘッジファンドの選択、投資比率、タイミングについて、お客さまのご判断で原則月2回、ご決定いただくことができます。
- また、投資後の運用状況を見ながら、マネープール・ファンドを経由してリクソー・ヘッジファンド・セレクションの他のヘッジファンドへのスイッチングも可能です。

※スイッチングの際には、購入および換金と同様に、費用・税金がかかります。
※マネープール・ファンドはスイッチング以外による購入は行いません。

＜ファンドの仕組みのイメージ図（注1）＞



(注1)上記イメージ図は、ファンドの仕組みの容易な理解のためのものであり、実際の運用とは異なることがあります。

(注2)各ヘッジファンドにおけるパフォーマンス連動債の組入比率は高位を目指します。

(注3)担保権設定に関する留意事項については、後記「追加的記載事項」の「■ファンドの基準価額のその他の変動要因 ●各ヘッジファンド 信用リスク」をご参照ください。

ポールソン・アドバンテージ連動ファンド：イベント・ドリブン戦略

ポールソン社のイベント・ドリブン戦略とは



(注)リクソー／ポールソンにて採用するイベント・ドリブン戦略では、市場環境に応じ4戦略(合併裁定戦略、リカバリー戦略、クレジット戦略、ゴールド戦略)を機動的に採用します。(出所：ポールソン社、リクソー社)

合併裁定戦略

戦略的合併など、M&A案件に関する株式や債券に焦点をあてる戦略

リカバリー戦略

リストラクチャリング(事業再構築)、資本構成の変更などの企業イベントから生じる投資機会に焦点をあてる戦略

クレジット戦略

既に米国連邦破産法の適用を申請した企業、裁判所外で負債再編のプロセス中の企業、組織再編中の企業、同一企業の各種有価証券間の裁定取引、ハイイールド債のロング・ショートなどに焦点をあてる戦略

ゴールド戦略

インフレリスクに対応するための戦略

参照ファンド リクソー／ポールソンのパフォーマンス推移

(運用開始日:2004年11月3日、計算期間:2004年11月末～2011年11月末、2004年11月末を100として指数化、米ドルベース)



	リクソー／ポールソン	世界株式	世界債券
累積収益率	139.10%	3.75%	36.38%
年率収益率	13.26%	0.53%	4.53%
最大下落率(注4)	-33.55%	-51.88%	-3.30%
相関係数(注5)		0.07	-0.07

【直近5年の年間収益率の推移】

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年*
リクソー／ポールソン	99.1%	24.1%	11.5%	11.5%	-31.0%

*2011年：2010年12月末～2011年11月末

(出所：リクソー社、ブルームバーグ)

(注1)リクソー／ポールソン：リクソー社が運営・管理するリクソー・プラットフォームの月末推定値のパフォーマンスを使用しております。運用実績を示す数値は税金・換金手数料などのコストを考慮していませんので、実際の投資者利回りとは異なります。また、当ファンドはパフォーマンス連動債を通じてリクソー／ポールソンの運用成果に連動する投資成果を目指しますが、パフォーマンス連動債におけるリクソー／ポールソンへのエクスポージャーは変動するため、リクソー／ポールソンのパフォーマンスに完全に連動するものではありません。リクソー／ポールソンは海外において運用されているオープン型の投資商品であり、日本において届出および開示がなされる公募投資信託ではなく、日本の金融商品取引業者を通じて直接投資することは出来ません。(注2)世界株式：MSCIワールド指数(米ドルヘッジ)。(注3)世界債券：シティグループ世界国債指数(米ドルヘッジ)。(注4)最大下落率とは、過去に経験したファンドや指数の最高値からの下落のうち、最も大きな割合のものを表します。(注5)相関係数とは、二つの変数の動きの関係を表すもので、-1から+1の間の値をとり、+1に近づくほど値動きが同方向に動き、-1に近づくほど反対方向に動くことを意味しています。0に近い場合には、値動きの関連性が低いことを意味しています。

*これらの数値は過去の実績を表すものであり、過去の実績は将来の成果を保証するものではありません。

ポールソン社の会社概要

- 1994年7月、ジョン・ポールソン氏によって設立
- イベント・ドリブン戦略を運用する大手運用会社の1つ
- 従業員数129名、運用資産残高約267億米ドル(2011年11月末現在)。また、2011年1月現在、世界で約9,000社あるといわれるヘッジファンド業界で運用資産残高第3位(出所：ヘッジファンド・インテリジェンス)

【ポールソン社の受賞歴】

- ▶ オルタナティブ・インベストメント・ニュース
2008年ヘッジファンド・リーダー・オブ・ザ・イヤー受賞
 - ▶ 米ヘッジファンド業界雑誌「アブソリュート・リターン」
2007年、2008年および2009年
マネジメント・ファーム・オブ・ザ・イヤー受賞
 - ▶ 2010年
ベスト・ロングターム・パフォーマンス受賞
 - ▶ パロズ社 ヘッジファンド・ランキング
2008年ポールソン・アドバンテージ・プラス 第1位
- (出所：ポールソン社、リクソー社)

リクソー／ポールソンに関する免責事項

本ページの内容はポールソン社および関連会社が作成・確認したものではなく、ポールソン社は明示的・黙示的に情報の正確性、妥当性、適時性、商品性および完全性について保証または責任を負うものではありません。また、いかなる投資商品の目標、収益の獲得、損失の回避を保証するものでもありません。本ページのポールソン社によるイベント・ドリブン戦略、リクソー／ポールソンのパフォーマンス、会社概要は、有価証券の販売の提案または購入の勧誘を構成するものではなく、リクソー／ポールソンの提案または販売に関連したものではありません。過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを必ずしも示唆するものではありません。ヘッジファンド投資は、流動性リスク、評価リスク、非分散リスクを含む(がこれらに限られない)高レベルかつ広範なリスクを含みます。上記の全ての情報は信頼できると判断した情報源によるものですが、その正確性は保証されていません。本ページは意図された受領者以外には配布されるべきではありません。本ページの全部または一部の情報について許可なく複製や配布されることは固く禁じられています。2007年のリターンは目標リターンを大幅に上回りましたが、必ずしも再度達成されると期待されるべきではありません。

トランストrend・エンハンスド連動ファンド:マネージド・フューチャーズ戦略

トランストrend社のマネージド・フューチャーズ戦略とは

■ 中期のトレンドに追随するシステムチックなアプローチを採用します。

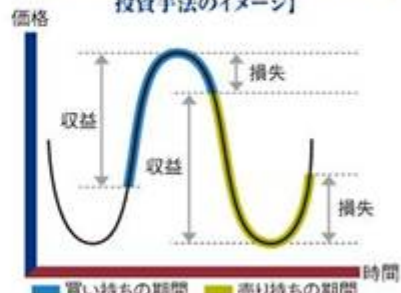
- ・流動性の高い世界中の先物および店頭先物市場を対象とし、方向性を伴う値動きから収益機会を追求するマネージド・フューチャーズ戦略を採用します。
- ・多様な市場における価格変動の定量分析に基づいたシステムチックな運用を専門とし、投資対象単体の価格変動のみならず異なる先物間のスプレッドや比率も分析対象とします。

■ 最大380*の市場に分散投資を行います。

- ・金利/債券先物、通貨先物、株式関連先物、農作物、エネルギー、金属などを含む商品先物など、多くの資産クラスに投資します。
- ・約50の世界の取引所にて最大380*の市場に投資します。
- ・先物のみ、および先物の組み合わせの両方を投資対象とします。

*実際の投資市場数は、流動性、規制・税制、投資規模などの制限により、最大投資市場数(380)を下回る可能性があります。

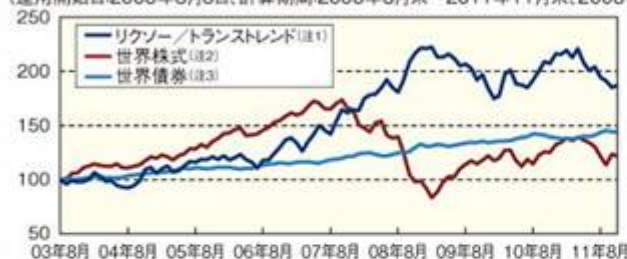
【価格トレンドに追随する(トレンド・フォロワー型)投資手法のイメージ】



※上図は一般的なマネージド・フューチャーズの手法を図解したものであり、トランストrend社が用いる運用戦略とは異なる場合があります。

参照ファンド リクソー/トランストrendのパフォーマンス推移

(運用開始日:2003年8月8日、計算期間:2003年8月末~2011年11月末、2003年8月末を100として指数化、米ドルベース)



	リクソー/トランストrend	世界株式	世界債券
累積収益率	87.11%	21.81%	43.95%
年率収益率	7.88%	2.42%	4.51%
最大下落率(注4)	-21.36%	-51.88%	-3.30%
相関係数(注5)		0.12	-0.10

【直近5年の年間収益率の推移】

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年*
リクソー/トランストrend	20.2%	34.7%	-16.9%	17.2%	-13.4%

*2011年:2010年12月末~2011年11月末

(出所:リクソー社、ブルームバーグ)

(注1)リクソー/トランストrend:リクソー社が運営・管理するリクソー・プラットフォームの月末推定値のパフォーマンスを使用しております。運用実績を示す数値は税金・換金手数料などのコストを考慮していませんので、実際の投資者利回りとは異なります。また、当ファンドはパフォーマンス連動債を通じてリクソー/トランストrendの運用成果に連動する投資成果を目指しますが、パフォーマンス連動債におけるリクソー/トランストrendへのエクスポージャーは変動するため、リクソー/トランストrendのパフォーマンスに完全に連動するものではありません。リクソー/トランストrendは海外において運用されているオープン型の投資商品であり、日本において届出および開示がなされる公募投資信託ではなく、日本の金融商品取引業者を通じて直接投資することは出来ません。(注2)世界株式:MSCIワールド指数(米ドルヘッジ)。(注3)世界債券:シティグループ世界国債指数(米ドルヘッジ)。(注4)最大下落率とは、過去に経験したファンドや指数の最高値からの下落のうち、最も大きな割合のものを表します。(注5)相関係数とは、二つの変数の動きの関係を表すもので、-1から+1の間の値をとり、+1に近づくほど値動きが同方向に動き、-1に近づくほど反対方向に動くことを意味しています。0に近い場合には、値動きの関連性が低いことを意味しています。

※これらの数値は過去の実績を表すものであり、過去の実績は将来の成果を保証するものではありません。

トランストrend社の会社概要

- 1991年11月ロッテルダムにて設立
- ラボバンク・ネザーランド社の運用会社ロベコ社の完全子会社
- 従業員数59名、運用資産残高約94億米ドル(2011年11月30日現在)
- 能力の高いリサーチ・チームと高度な技術インフラ(包括的なデータベースと20年以上の経験)に支えられた専門能力
- 米国の商品先物取引委員会(CFTC)および全国先物協会(NFA)にCTAおよびCPOとして登録

【マネージド・フューチャーズ戦略 ファンド別運用資産残高ランキング】

	会社名(プログラム名)	運用資産 (百万米ドル)
1	ウイントンキャピタル・マネジメント・リミテッド(ダイバーシファイド・トレーディング・プログラム)	27,700
2	マン・AHL(USA)・リミテッド(AHL・ダイバーシファイド・プログラム)	19,600
3	ブルー・クレスト・キャピタル・マネジメント・リミテッド(ブルートrend・ファンド)	12,840
4	トランストrend B.V.(ダイバーシファイド・trend・プログラム)	7,230
5	アスペクト・キャピタル・リミテッド(アスペクト・ダイバーシファイド・プログラム)	6,008
6	クオインティティ・インベストメント・マネジメント(グローバル・プログラム)	4,130
7	グラハム・キャピタル・マネジメントLP(K4D-10プログラム)	3,466
8	FX・コンセプト・インク(グローバル・カレンシー・プログラム)	2,700
9	キャンベル・アンド・カンパニー・インク(ファイナンシャル・メタル・アンド・エナジー)	1,862
10	ポロニア・キャピタル(ダイバーシファイド・プログラム)	1,650

(出所:ManagedFutures.com、2011年11月末現在)

ブリッジウォーター連動ファンド：グローバル・マクロ戦略

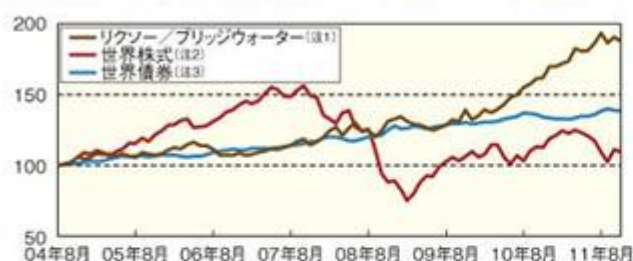
ブリッジウォーター社のグローバル・マクロ戦略とは

- 確固たる運用哲学のもとに、豊富なファンダメンタルズ情報を活用したシステマチックな運用戦略により、約40種類の先物などに分散投資を行います。



参照ファンド リクソー／ブリッジウォーターのパフォーマンス推移

（運用開始日：2004年8月27日、計算期間：2004年8月末～2011年11月末、2004年8月末を100として指数化、米ドルベース）



	リクソー／ブリッジウォーター	世界株式	世界債券
累積収益率	88.00%	9.58%	38.54%
年率収益率	9.09%	1.27%	4.60%
最大下落率(注4)	-8.08%	-51.88%	-3.30%
相関係数(注5)		-0.07	0.13

【直近5年の年間収益率の推移】

	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年*
リクソー／ブリッジウォーター	7.2%	13.9%	-0.3%	28.4%	10.6%

※2011年：2010年12月末～2011年11月末

（出所：リクソー社、ブルームバーグ）

（注1）リクソー／ブリッジウォーター：リクソー社が運営・管理するリクソー・プラットフォームの月末推定値のパフォーマンスを使用しております。運用実績を示す数値は税金・換金手数料などのコストを考慮していませんので、実際の投資者利回りとは異なります。また、当ファンドはパフォーマンス連動債を通じてリクソー／ブリッジウォーターの運用成果に連動する投資成果を目指しますが、パフォーマンス連動債におけるリクソー／ブリッジウォーターへのエクスポージャーは変動するため、リクソー／ブリッジウォーターのパフォーマンスに完全に連動するものではありません。リクソー／ブリッジウォーターは海外において運用されているオープン型の投資商品であり、日本において届出および開示がなされる公募投資信託ではなく、日本の金融商品取引業者を通じて直接投資することは出来ません。（注2）世界株式：MSCIワールド指数（米ドルヘッジ）。（注3）世界債券：シティグループ世界国債指数（米ドルヘッジ）。（注4）最大下落率とは、過去に経験したファンドや指数の最高値からの下落のうち、最も大きな割合のものを表します。（注5）相関係数とは、二つの変数の動きの関係を表すもので、-1から+1の間の値をとり、+1に近づくほど値動きが同方向に動き、-1に近づくほど反対方向に動くことを意味しています。0に近い場合には、値動きの関連性が低いことを意味しています。

※これらの数値は過去の実績を表すものであり、過去の実績は将来の成果を保証するものではありません。

ブリッジウォーター社の会社概要

- 1973年にレイモンド・ダリオ氏によって設立、38年以上の歴史を有する米国の運用会社
- ヘッジファンドで世界第1位の運用資産残高（出所：ヘッジファンド・インテリジェンス、2011年1月現在）
- 従業員数は1,233名（2011年11月末現在）。359名が調査・開発・運用に従事し、優れたインフラを有している
- 外国政府や年金基金など主に機関投資家を主要顧客とする

【ヘッジファンド会社 運用資産残高ランキング】

会社名	運用資産(億米ドル)
ブリッジウォーター・アソシエイツ	589
JPモルガン・アセット・マネジメント	455
ポールソン・アンド・カンパニー	360
マン・GLG	328
ブレバン・ハワード	320
ソロス・ファンド・マネジメント	279
オク・ジブ・キャピタル・マネジメント・グループ	276
ブラックロック	266
ブルークレスト・キャピタル・マネジメント	246
パウポスト・グループ	234

（出所：ヘッジファンド・インテリジェンス、2011年1月現在）

※上記はヘッジファンド戦略で運用するファンドのみの運用資産残高であり、会社全体の運用資産残高とは異なる場合があります。

リクソー社のヘッジファンド・プラットフォーム

リクソー・プラットフォーム

- 1998年より運営している世界最大級のプラットフォームです。
- リクソー社が厳選した100本以上のヘッジファンドを運営しています。(2011年11月末現在)
- ファンドの運営・管理の権限はヘッジファンド・マネジャーから切り離してリクソー社が行い、資産の分別管理を実施します。
- リクソー社は運営・管理するヘッジファンドを継続的に監視し、高度なリスク管理を実施します。
- 各ファンドの持つ詐欺などのリスクを分離します。

《リクソー・プラットフォームのメリット》

- ▶ 資産の分別管理(資産は各ヘッジファンド運用会社のファンドとは分別して管理)
 - ▶ 独立した資産評価(ヘッジファンド・マネジャーの資産評価のみに依存することなく、リクソー社独自に資産評価を実施)
 - ▶ 独自のリスク管理(運用ガイドラインおよびストレステストにより、リクソー社が独自にモニタリング)
 - ▶ 高い透明性(すべてのポジションを把握)
 - ▶ 高い流動性^(注1)(原則、週次の流動性)
- (注1)各ファンドの購入および換金は原則月2回可能であり、リクソー・プラットフォームとは流動性が異なる点にご留意ください。



2004年、2006年
「ベスト・マネージド・アカウント・プラットフォーム」
(オルボーン社グラニース・アワード)

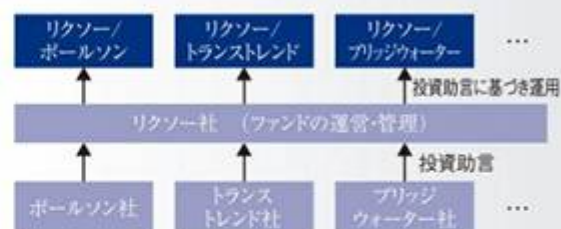


2007年、2008年、2009年
「ベスト・オーバー・オール投資プラットフォーム」
「ベスト・マネージド・アカウント・プラットフォーム」
(ヘッジファンド・レビュー誌)



2011年
「リーディング・マネージド・アカウント・プラットフォーム」
(ヘッジファンドジャーナル)

《リクソー・プラットフォームの仕組み》



- ▶ リクソー社がファンドの運営・管理を行い、実際の運用はヘッジファンド・マネジャーの投資助言に基づきます。
 - ①運用: 実際の投資に関する意思決定・売買執行 } ヘッジファンド・マネジャーが投資助言
 - ②運営: ファンドの資産評価や価格の算出など } リクソー社
 - ③管理: 資産保全やリスク管理等 }
- ▶ リクソー社は運営・管理するヘッジファンドを継続的に監視し、問題が生じた場合は直ちに問題解決を図ります。

リクソー社について

- ▶ 参照ファンドの運営・管理はリクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ(Lyxor Asset Management S.A.)が行います。
- ▶ ソシエテ ジェネラルの子会社である資産運用会社として1998年に設立されました。
- ▶ 合計約1,600のファンドを運用し、運用資産は約1,018億米ドル、従業員数は500名超を誇ります。(2011年11月末現在)
- ▶ 3分野(ヘッジファンド投資、ストラクチャード・ファンド、インデックス・トラッキング&ETF)に特化したビジネス展開を行っています。
- ▶ ストラクチャード・ファンド部門は、最新の金融工学技術を活用し、多様な投資戦略を提供しています。
- ▶ リクソー社は様々な賞を受賞しています。



パリのソシエテ ジェネラル本社タワー
およびリクソー社本社



2007年、2009年
「インスティテューショナル・マネジャー・オブ・ザ・イヤー」
(オルタナティブ・インベストメント・ニュース誌)



2004年、2007年、2008年、2010年
「アセット・マネジャー・オブ・ザ・イヤー」(アジア・リスク誌)

ソシエテ ジェネラルについて

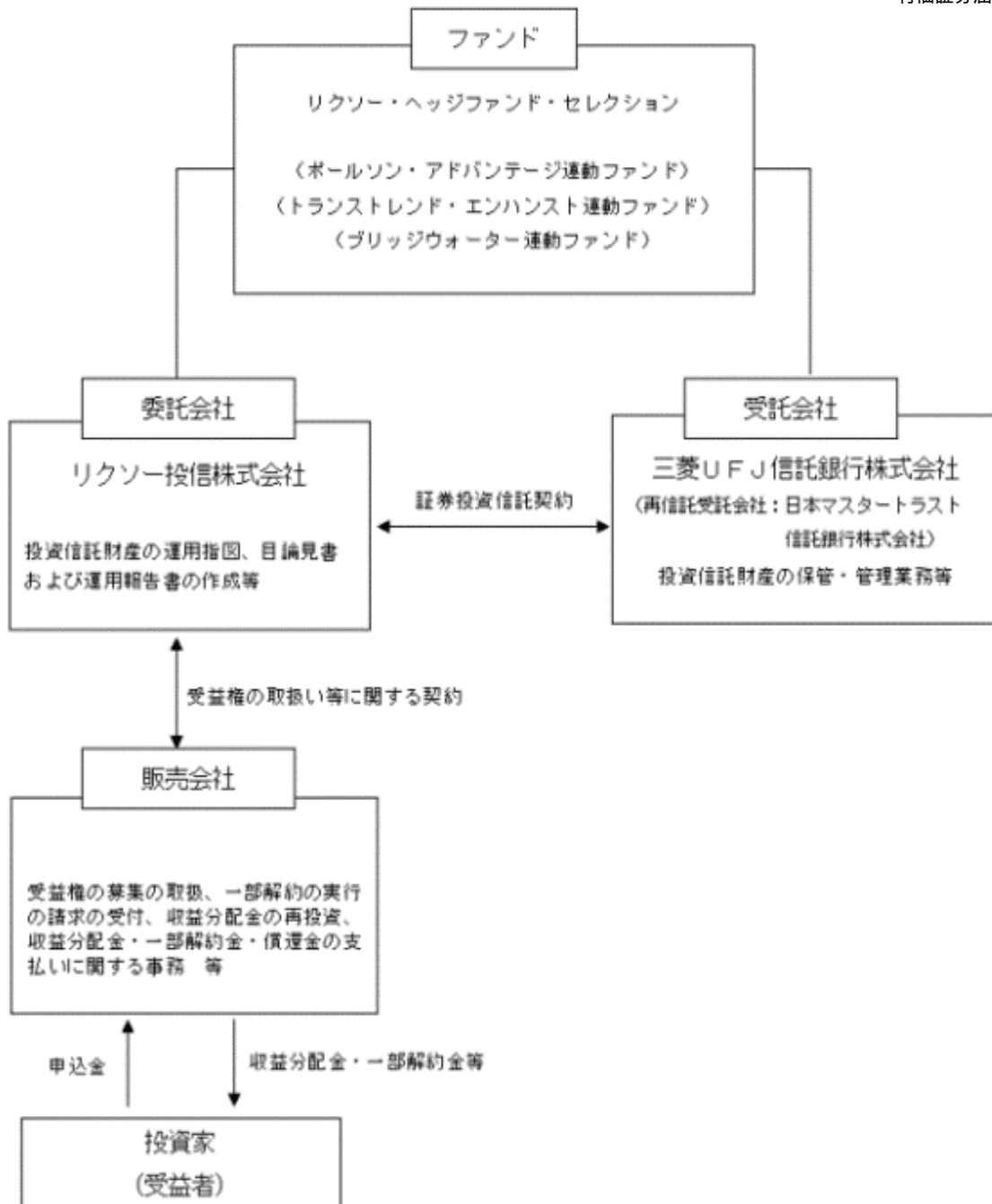
- ▶ ソシエテ ジェネラルは1864年にナポレオン三世の承認のもと設立されたフランス最大級のユニバーサルバンクです。1945年に国有化された後、フランス共和国法に基づき1987年7月に民営化されました。

(2) 【ファンドの沿革】

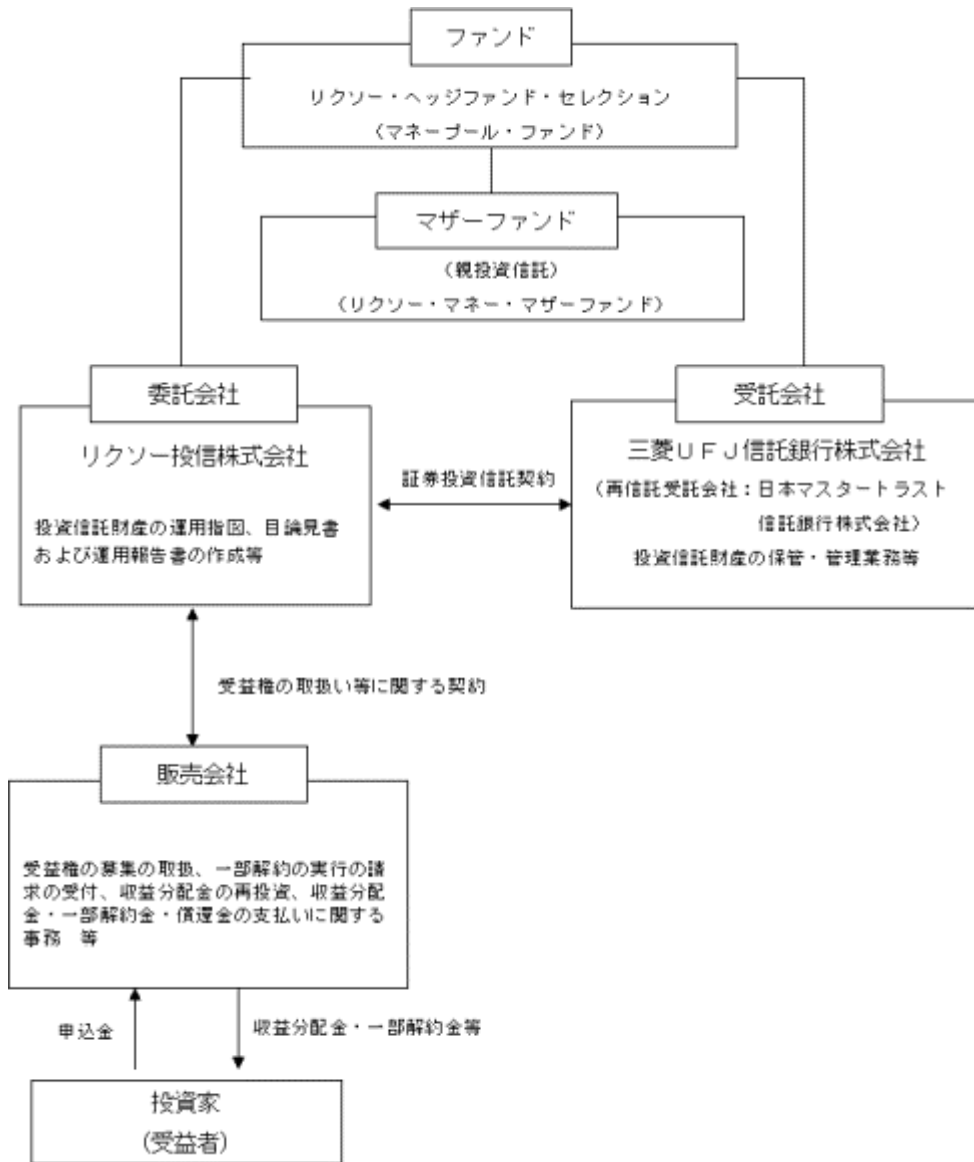
平成21年12月10日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み
＜ヘッジファンド＞

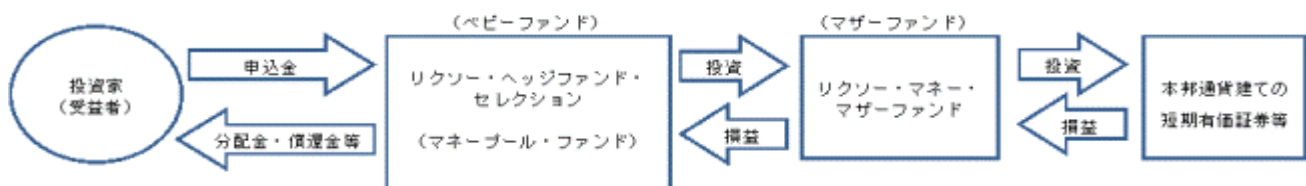


<マネープール・ファンド>



ファミリーファンド方式について

ファンドは、「リクソー・マネー・マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みをいいます。



マザーファンドの運用方針等については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（ご参考）マザーファンドの概要」をご参照下さい。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

ファンドは、マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

委託会社およびファンドの関係法人の運営上の役割

委託会社およびファンドの関係法人（受託会社、販売会社）の名称ならびに運営上の役割りの概要は以下のとおりです。

1) 委託会社：リクソー投信株式会社

ファンドの委託会社として、投資信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

2) 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の処理の一部を日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、金融機関、第一種金融商品取引業者、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

3) 販売会社：ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、受益者からの一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払い事務等を行います。

委託会社と関係法人との契約の概要

1) 受託会社と締結している契約

受託会社と委託会社の間では証券投資信託契約が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

2) 販売会社と締結している契約

販売会社と委託会社との間では、受益権の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

委託会社の概況

1) 資本金の額（平成23年12月末現在）：498百万円

2) 会社の沿革

平成19年4月6日	リクソー投信株式会社設立
平成19年7月12日	投資信託委託業の認可取得
平成19年9月30日	金融商品取引業者として登録

3) 大株主の状況（平成23年12月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率 (%)
ソシエテ ジェネラル	フランス、75009 パリ、オスマン通り29番	9,960株	100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<各ヘッジファンド>

基本方針

投資信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

投資対象

「コデイス・セキュリティーズ・エス・エイ」が発行する米ドル建てユーロ・ミディアム・ターム・ノート（「パフォーマンス連動債」）を主要投資対象とします。

「コデイス・セキュリティーズ・エス・エイ」（Codeis Securities SA）（「コデイス」といいます。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社（Societe anonyme）として設立された特定目的会社（societe de titrisation）です。コデイスの事業は、ルクセンブルグの証券化に関する2004年3月22日法（その後の改正を含む。）（以下「2004年証券化法」という。）に従っています。コデイスは、ルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de surveillance du secteur financier）から、2004年証券化法に基づく規制特定目的会社として認可されています。

投資態度

- 1) パフォーマンス連動債への投資比率は、原則として高位を維持します。
- 2) 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）に対しては原則として為替ヘッジを行いません。
- 3) 資金動向、市況動向等によっては暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。この場合には前記の投資目的が達成されない場合があります。

<マネープール・ファンド>

基本方針

投資信託財産の安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

投資対象

リクソー・マネー・マザーファンド（「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

投資態度

- 1) マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、安定的な収益の確保を目指して運用を行います。なお、公社債等に直接投資する場合があります。
- 2) 資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

<各ヘッジファンド>

投資の対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「（5）投資制限」に定めるものに限ります。）
 - ハ．金銭債権（前記イ、ロ、および後記ニに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

投資の対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、コデイス・セキュリティーズ・エス・エイが発行する米ドル建てユーロ・ミディアム・ターム・ノート(「パフォーマンス連動債」)に投資するほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます)に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で前記21)の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1)の証券または証書、ならびに12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券、12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するもの、ならびに14)の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券(「投資法人債券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

投資の対象とする金融商品

委託会社は、信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記1)から6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<マネープール・ファンド>

投資の対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「（5）投資制限」、「」に定めるものに限ります。）
- 3) 金銭債権（前記1)、2)および後記4)に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 4) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

投資の対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてリクソー投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるリクソー・マネー・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

- 14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で前記21)の有価証券の性質を有するもの

なお、前記1)の証券または証書、ならびに12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券、12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するもの、ならびに14)の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券(「投資法人債券」を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

投資の対象とする金融商品

委託会社は、信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記1)から6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(ご参考) マザーファンドの概要

「リクソー・マネー・マザーファンド」

運用の基本方針

投資信託約款第16条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

信用度が高く、残存期間の短い公社債等の短期有価証券へ投資することにより、利息等収益の確保を図りつつ、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことにより流動性の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）への投資は行いません。

株式への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

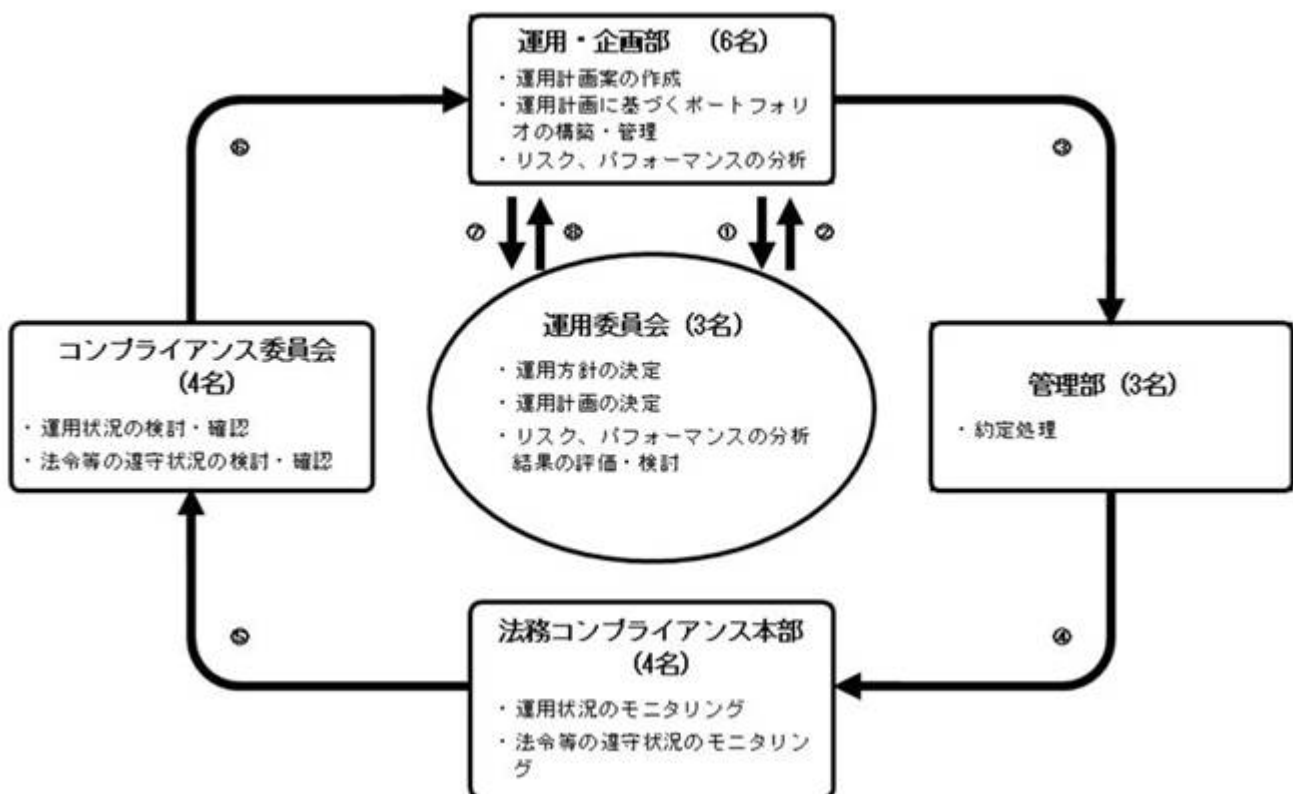
投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(3) 【運用体制】

運用体制

委託会社は、「投資信託財産の運用に関する社内規定」や「投資信託財産の運用規程」等を遵守し、投資信託財産の運用の適正化に努めます。

運用委員会およびコンプライアンス委員会が、ファンドの内部管理およびファンドに係る意思決定を監督しています。以下は、ファンドの運用体制、内部管理体制を示したものです。



運用計画の作成

運用・企画部は、ファンドの運用方針および運用状況に基づき運用計画案を作成し、運用委員会に提出します。

運用計画の決定

運用委員会では適宜運用計画案の内容を検討し、承認のうえ、運用計画を決定します。

運用の実行、売買の発注・約定

運用・企画部の運用担当者は、運用計画に基づき、社内規則に則って投資信託財産の運用を行います。

約定結果は管理部において処理されます。

発注伝票のチェック

処理済の発注伝票は法務コンプライアンス本部においてチェックを受けるとともに、運用状況や法令等の遵守状況のモニタリングが行われます。

モニタリング結果の報告・確認

法務コンプライアンス本部で行ったモニタリングの結果は、コンプライアンス委員会において検討・確認され、指摘事項については解決が図られます。

リスク、パフォーマンスの分析

運用・企画部は、ファンドのリスクおよびパフォーマンスの分析を行い、運用委員会に提出します。

リスク、パフォーマンスの分析結果の評価・検討

運用委員会ではリスクおよびパフォーマンスの分析結果を評価・検討し、その内容はその後の運用計画に反映されます。

前記の運用体制等は平成23年12月末現在のものであり、今後、変更される可能性があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（毎年11月5日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、収益の分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入および売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 3) 収益分配にあてず投資信託財産内に留保した利益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、運用の基本方針に基づき運用を行います。

収益の分配

信託期間中の収益分配は、次に掲げる収益分配可能額の範囲内で、前記の収益分配方針にしたがって行います。

- 1) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等相当額、信託報酬等および当該信託報酬等に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費に係る消費税等相当額、信託報酬等および当該信託報酬等に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることもできます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に、販売会社を通じてお支払いを開始します。また、自動けいぞく投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されません。

(5)【投資制限】

<各ヘッジファンド>

外貨建資産への投資（ファンドの投資信託約款（以下「投資信託約款」といいます。）「運用の基本方

針」2．運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）への投資割合については制限を設けません。

株式への投資（投資信託約款第17条）

株式への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券等への投資（投資信託約款第17条）

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資（投資信託約款第21条）

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資（投資信託約款第21条）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資（投資信託約款第21条）

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資（投資信託約款第17条）

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資する株式等の範囲（投資信託約款第20条）

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前記1)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第22条）

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前記1)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記2)の売付けに係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第23条）

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- 2) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に

係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

- 3) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第24条）

- 1) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第25条）

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産（以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。）の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 7) 「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在

価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- 8) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

有価証券の貸付の指図・目的・範囲（投資信託約款第26条）

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前記1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（投資信託約款第27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図（投資信託約款第28条）

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産について、投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- 2) 前記1)の予約取引の指図は、投資信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3) 前記2)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ（投資信託約款第34条）

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超

えないこととします。

- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金の借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

<マネープール・ファンド>

外貨建資産への投資（ファンドの投資信託約款（以下「投資信託約款」といいます。）「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限）

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）への投資は行いません。

株式への投資（「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限）

株式への実質投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券等への投資（「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資（「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資（「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資（「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への投資（「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限）

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資する株式等の範囲（投資信託約款第20条）

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 2) 前記1)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができます。

信用取引の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第22条）

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 前記1)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記2)の売付けに係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（投資信託約款第23条）

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- 2) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(投資信託約款第24条)

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下3)において同じ。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 前記3)において、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図・目的・範囲(投資信託約款第25条)

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産に係るヘッジ対象とする金利商品(以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、前記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) 前記3)において、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち、投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 7) 「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

有価証券の貸付の指図・目的・範囲（投資信託約款第26条）

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前記1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ（投資信託約款第32条）

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金の借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

法令等による投資制限

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条、投資信託及び投資法

人に関する法律施行規則第20条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、その委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

< 基準価額の変動要因 >

以下に記載する要因はすべての要因を完全に網羅していないことにご留意ください。

各ヘッジファンド

価格変動リスク

各ヘッジファンドはパフォーマンス連動債の価格変動の影響を受け、パフォーマンス連動債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。パフォーマンス連動債は、参照ファンドのパフォーマンスにより価格および償還価額が変動する性質を有しています。また、参照ファンドはヘッジファンドであり、株式、債券、コモディティ、金利、通貨等およびこれらを原資産とする先物・オプション等ならびにさまざまなデリバティブ取引等で運用を行う（採用する戦略により参照ファンド毎の投資対象は異なります。また、これらに限りません。）ため、これら金融商品等の価格変動の影響により参照ファンドの価格は変動します。

為替変動リスク

各ヘッジファンドは組み入れている外貨建資産に対する為替ヘッジは行いません。このため、外貨建資産の表示通貨の対円での下落は基準価額の下落要因となります。

信用リスク

各ヘッジファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債の発行体であるコデイス・セキュリティーズ・エス・エイ（以下「コデイス」といいます。）の経営・財務状況、信用状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等の影響により、パフォーマンス連動債の価格が下落した場合や債務不履行が生じた場合には、結果として損失が発生し、ファンドの基準価額が下落する場合があります。パフォーマンス連動債は参照ファンド等を担保として設定しますが、各ヘッジファンドの権利が他の担保権者（パフォーマンス連動債に係る受託者やスワップ・カウンターパーティーなど）の請求権よりも劣後することから、担保の換金額が不足する場合には当該不足額が各ヘッジファンドの損失となり、ファンドの基準価額が下落する場合があります。また、担保として設定される参照ファンド等は、発行体であるコデイスの為に、証券保管機関であるソシエテ ジェネラル バンク アンド トラストが直接、または、担保資産の性質によってはその委託先であるソシエテ ジェネラルかその他の金融機関（併せて「委託先」といいます。）を通して間接的に、保管します。このため、当該証券保管機関や委託先に倒産事由が発生した場合には、支払いの遅れによって各ヘッジファンドの基準価額が影響を受けたり、万一担保資産の処分・決済等に制限が課されれば、各ヘッジファンドにおいて損失が発生することがあります。

株式や公社債等の発行者の経営・財務状況、信用状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等の影響により、株式や公社債等の価格が変動する場合や公社債等の債務不履行が生じる場合があります。これらの理由による株式や公社債等の価格変動等の影響により参照ファンドの価格は変動します。通常は、参照ファンドの価格が下落した場合には、当該パフォーマンス連動債の価格も下落するため、結果としてファンドの基準価額の下落要因となります。

また、各ヘッジファンドにおいて資金の運用をコール・ローンや譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合には、債務不履行が生じる場合があります。結果として損失が発生し、ファンドの基準価額が下落する場合があります。

参照ファンドのパフォーマンスに連動しないリスク

各ヘッジファンドは、主要投資対象とするパフォーマンス連動債を高位に組入れ、参照ファンドのパフォーマンスに連動することを目指しますが、追加設定や一部解約などへの対応、信託報酬の支弁や為替変動、参照ファンドとパフォーマンス連動債との値動きの連動性の乖離の影響等により、各ヘッジファンドと参照ファンドとの値動きの連動性に乖離が生じる場合があります。

銘柄集中リスク

各ヘッジファンドは、特定のパフォーマンス連動債を高位に組入れ、直接的な分散投資は行われません。このため、ファンドの基準価額は、当該パフォーマンス連動債の価格変動の影響を大きく受けて変動します。

流動性リスク

各ヘッジファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債は、当該パフォーマンス連動債の残存期間中における売買に関して、通常は、当該パフォーマンス連動債の値付け業者等が相手方となり売買を成立させる形式を取ることで流動性の確保が図られています。ただし、市場環境が急変した場合や当該パフォーマンス連動債に係る大量の売買注文が発生した場合、値付け業者等が値付け業務や売買を制限・延期・中止した場合、当該パフォーマンス連動債に係る参照ファンドの価格の算出・公表等に遅延・停止が生じた場合、当該参照ファンドの買付や解約の一部または全部が制限・中止・延期された場合等には、当該パフォーマンス連動債の価格が大きく変動したり売買に支障が生じることがあり、その結果としてファンドが損失を被り、ファンドの基準価額が下落する場合があります。

《ご参考》参照ファンドに係るリスクおよび留意事項

各参照ファンドはヘッジファンドであり、採用する戦略により様々なリスクを有しており、その結果損失が発生し、参照ファンドの価格が大きく下落することもあります。各参照ファンドの特徴的なリスクは次のとおりですが、これらに限定されるものではありません。

参照ファンド	特徴的なリスク
リクソー/ポールソン・アドバンテージ・ファンド・リミテッド(クラスB)	参照ファンドが採用する「イベント・ドリブン戦略」には、対象企業に係る出来事(イベント)等の発生が予想と異なる動きとなったとき、損失が発生する場合があります。また、特定の運用者の能力に依存する運用者リスクもあります。
リクソー/トランストrend・エンハンスト・ファンド・リミテッド(クラスB)	参照ファンドが採用する「マネージド・フューチャーズ戦略」には、トレンドの転換時や市場急変時等に損失が発生する場合があります。
リクソー/ブリッジウォーター・ファンド・リミテッド(クラスB)	参照ファンドが採用する「グローバル・マクロ戦略」では、経済環境や金融市場環境等が予測と異なる動きとなったとき、損失が発生する場合があります。

以下は、ヘッジファンドにおける一般的なリスク・留意事項を記載していますが、各参照ファンドのリスク・留意事項はこれらに限定されるものではありません。

市場リスク（金融商品等の市場価格が予想に反する方向に動くことによって損失が発生するリスク、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどを含みます。）

信用リスク（証券等の発行者や取引相手が債務を履行しない、または履行しない可能性が高まるリスク、債務不履行リスクやデフォルト・リスクともいいます。）

銘柄集中リスク（特定の証券や取引に資産を集中させるリスク、分散投資が行われないことにより、特定の証券や取引の価格変動の影響を大きく受けます。）

流動性リスク（流動性が低いことにより、不利な価格で証券等の売買や取引を行わざるを得ないリスク。）

レバレッジ・リスク（レバレッジを高めることにより、金融商品等の価格の変動の影響が増幅される

リスク。）

運用者リスク（特定の運用者の能力に依存するリスク。運用者の交代等により、パフォーマンスの継続性が失われる可能性があります。）

モデル・リスク（運用モデルの設計ミスや、時間の経過に伴い当初の運用手法に対してモデルがそぐわなくなってしまうリスク。）

法令・規則リスク（ヘッジファンドに対する規制や取引等に係る制限、税制の変更等のリスク。）

カウンターパーティー・リスク（プライム・ブローカーなどのカウンターパーティーからの資金供給の停止、取引・決済の不履行、預入資産の喪失等のリスク。）

オペレーショナル・リスク（システムダウンや人為的な過失等の発生により損失が生じるリスク。）

キャパシティ・リスク（運用者の判断により、追加資金の受入れが中止または金額や時期・頻度が制限される等のリスク。）

情報開示等（ヘッジファンドはその運用性格上、投資手法や投資対象を適時・詳細に開示していない場合があります。運用状況について十分な情報の開示や入手が困難な場合があります。）

一般的なヘッジファンドを意味し、「ヘッジファンド・セクション」を構成する各ヘッジファンドを意味するものではありません。

マネープール・ファンド

金利変動リスク

金利の変動による組入れ公社債等の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

公社債等の発行者の経営・財務状況、信用状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等の影響による価格の下落や債務不履行の発生は、基準価額の下落要因となります。

また、ファンドが資金の運用をコール・ローンや譲渡性預金等の短期金融商品で運用した場合の債務不履行の発生は、基準価額の下落要因となります。

同一マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドによる影響

ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて、当該マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドにおける資金流入や資産配分の変更等の影響から当該マザーファンド内で組入る有価証券等の売買が発生し、当該売買に係る損益や手数料、税金の負担等により当該マザーファンドの価額が下落することがあり、結果としてファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

各ヘッジファンドの主な留意事項

一部解約・取得申込みの中止または取消しに関わる留意事項

委託会社は、何らかの事由により各ヘッジファンドの主要投資対象であるパフォーマンス連動債の値付け業務や売買が制限・中止・延期された場合、参照ファンドの価格の算出・公表等に遅延・停止が生じた場合、参照ファンドの買付や解約の一部または全部が制限・中止・延期された場合、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときには、各ヘッジファンドに係る取得・換金のお申込みの受けおおよび既に受け付けた取得・換金のお申込みを制限・延期・中止（取消し）する場合があります。

繰上償還に関わる留意事項

委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約締結日から1年を超えた日以降において、投資信託契約の一部解約等の事由により、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合、法令や税制の変更および関連する参照ファンドの運用中止や償還、パフォーマンス連動債に係る関係者の倒産等の事由により、主要投資対象であるパフォーマンス連動債が早期償還されることとなった場合、各ヘッジファンドに係る参照ファンドが運用を中止したり償還した場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、必要な手続きを経

て、投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

パフォーマンス連動債の価格に関わる留意事項

各ヘッジファンドの基準価額は日次で計算されますが、各ヘッジファンドが主要投資対象とするパフォーマンス連動債の価格は、原則として、週次で計算されます。このため、原則として、パフォーマンス連動債の価格の変動は週に一度、各ヘッジファンドの基準価額に反映し、以降パフォーマンス連動債の価格が更新されるまでの間は、各ヘッジファンドの基準価額は、パフォーマンス連動債の同一の価格に基づいて計算されることとなります。

トランストレンドに関わる留意事項

トランストレンドについては、パフォーマンス連動債を通じての当該参照ファンドへの投資が維持できなくなった場合（参照ファンドにおける最低投資金額の制約を含むがこれに限らない）、パフォーマンス連動債の担保を、参照ファンドと同等かそれ以上のもの（具体的には、参照ファンドと同じポートフォリオで運用するクラス証券「リクソー/トランストレンド・エンハンスド・ファンド・リミテッド（クラスA）」等）に変更します（クラスAはリスク・プロファイル、パフォーマンス等についてクラスBと同等かそれ以上です。）。ただし、この場合もトランストレンドの投資対象であるパフォーマンス連動債は、引き続き、参照ファンドのパフォーマンスに連動するため、当該担保の変更によってもトランストレンドの投資に実質的な変更は生じません。なお、担保権の行使時に担保としてクラスAが設定されていた場合、本来の担保として参照ファンド（クラスB）が設定されていた場合との換金性の違いなどから、最終的な担保価値に違いが生じる場合があります。

マネープール・ファンドの主な留意事項

一部解約・取得申込みの中止または取消しに関わる留意事項

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときには、ファンドに係る取得・換金のお申込みの受付および既に受付けた取得・換金のお申込みを制限・延期・中止（取消し）する場合があります。

繰上償還に関わる留意事項

委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、必要な手続きを経て、投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。また、委託会社は、各ヘッジファンドがすべてその信託を終了させることとなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

その他、ヘッジファンドおよびマネープール・ファンド共通の留意事項

資産規模に関わる留意事項

資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合等には、本書で説明するような運用が行われない場合があります。

収益分配金に関わる留意事項

- ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。基準価額の水準等によっては分配を行わない場合もあります。また、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することとなります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに

相当する場合があります。

その他の留意事項

当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込代金の預かり等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクの管理体制

リスク管理およびパフォーマンス分析は、運用・企画部で行われ、結果は運用委員会に報告されます。運用委員会では、その内容について評価・検討が行われます。

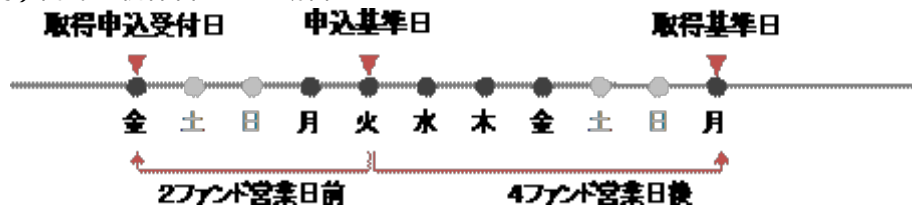
法務コンプライアンス本部では、運用ガイドラインに基づく運用状況、および法令等の遵守状況のモニタリングが行われます。モニタリングの結果はコンプライアンス委員会に報告され、内容について検討・確認が行われます。指摘事項については、解決が図られ、その後の運用に反映されるよう取り組まれます。

4【手数料等及び税金】

(1)【申 hands 手数料】

各ヘッジファンドの取得基準日の基準価額に4.20%（税抜4%）を上限として、販売会社がそれぞれ定める申 hands 手数料率を乗じて得た額とします。なお、スイッチングによる取得申込みの場合も同様とします。マネープール・ファンドの取得申込みを行う場合には、申 hands 手数料はかかりません。（マネープール・ファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。）

例）内外の祝休日がない場合



「申込基準日」とは原則として毎月第2および第4火曜日（ただし、12月の第4火曜日は除きます。）をいい、「ファンド営業日」とは日本の営業日であり、かつ、パリ、ルクセンブルグ、ジャージーおよびニューヨークのすべての銀行営業日である日をいいます。

詳しくは販売会社または後記の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申 hands 手数料はかかりません。

照会先：リクソー投信株式会社

ホームページ： <http://www.lyxor.co.jp>

電話番号： 03-4520-8400

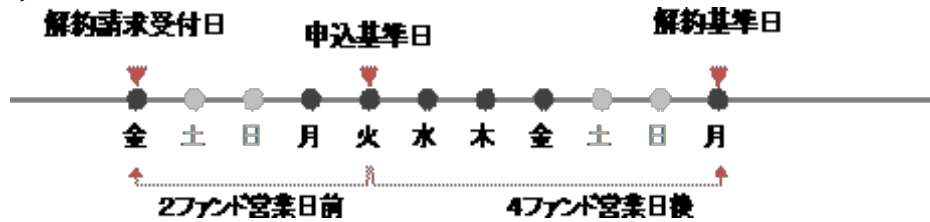
（受付時間：営業日の9：00～17：00）

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）時に手数料はかかりません。ただし、各ヘッジファンドについては、信託財産留保額がかか

ります。信託財産留保額は、原則として、解約請求受付日に係る申込基準日の4ファンド営業日後の日の基準価額に0.50%の率を乗じて得た額となります。

例) 内外の祝休日がない場合



申込基準日の2ファンド営業日前の日を解約請求受付日とします。

(3)【信託報酬等】

各ヘッジファンド、マネープール・ファンドの信託報酬の額は次の通りです。

<各ヘッジファンド>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年0.9450%（税抜年0.90%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社への配分は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.2625% (税抜 年0.25%)	年0.6300% (税抜 年0.60%)	年0.0525% (税抜 年0.05%)	年0.9450% (税抜 年0.90%)

<マネープール・ファンド>

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に次に掲げる率（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。信託報酬率は、各月毎に決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月の最終5営業日における当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンの翌日物金利の平均値（「基準レート」といいます。）に応じて次の率を適用します。

基準レート	信託報酬率(年率)
1.2%超	0.6300%（税抜 0.60%）
0.05%超1.2%以下	基準レートに0.525（税抜 0.5）を乗じて得た率
0.05%以下	0.0105%（税抜 0.01%）

なお、信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。

基準レート	委託会社	販売会社	受託会社
1.2%超	信託報酬の総額から受託会社分を控除した額の 2分の1	信託報酬の総額から受託会社分を控除した額の 2分の1	年0.0630% (税抜 年0.06%) に相当する額
0.4%超1.2%以下			
0.05%超0.4%以下	信託報酬の総額の 10分の4	信託報酬の総額の 10分の3	信託報酬の総額の 10分の3
0.05%以下			

平成21年12月10日から平成22年1月29日までの信託報酬率は年0.0105%（税抜年0.01%）とし、委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、基準レートが0.05%以下の場合を適用します。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中か

ら支弁するものとします。また、信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われ、委託会社が一旦収受した後、委託会社から販売会社に支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われます。

(4)【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

- 1) 組入有価証券等の売買に要する費用、外貨建資産に係る保管費用等（マネープール・ファンドを除きます。）、資金の借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- 2) 投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に所定の率を乗じて得た額を上限とした実費の額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときに、当該費用に係る消費税等相当額とともに投資信託財産中から支弁します。
- 3) 前記1)の費用等に加え、以下に掲げる費用は受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。
 - a. 投資信託振替制度に係る費用
 - b. 有価証券届出書等開示書類（これらの訂正も含まれます。）および目論見書（これらの訂正も含まれます。）、投資信託約款および運用報告書等の作成、印刷、交付等に要する費用
 - c. ファンドの受益者に対して行う公告に要する費用ならびに投資信託約款の変更または投資信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、届出等に要する費用
 - d. ファンドの設定および運営・管理に関し、法務・税務等につき要する費用なお、前記a.からd.までに掲げる費用を総称して「諸費用」といい、前記1)に掲げる組入有価証券等の売買に要する費用、外貨建資産に係る保管費用等（マネープール・ファンドを除きます。）、資金の借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等および立替金の利息、前記2)に掲げる投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに諸費用を総称して「諸経費」といいます。
- 4) 委託会社は、前記3)に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受けるとき、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。
- 5) 前記4)において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、投資信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- 6) 前記4)において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、投資信託財産の計算期間を通じて毎日、費用計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときに、当該諸費用に係る消費税等相当額とともに投資信託財産から支弁します。

有価証券届出書提出日現在、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、各ヘッジファンドについては投資信託財産の純資産総額に年0.0105%（税抜 年0.01%）の率を乗じて得た額を上限に実費の額とし、マネープール・ファンドについては、投資信託財産の純資産総額に年0.00525%（税

抜 年0.005%) の率を乗じて得た額を上限に実費の額とします。

有価証券届出書提出日現在、「諸費用」は、各ヘッジファンドについては、投資信託財産の純資産総額に年0.105%（税抜 年0.10%）を乗じた得た額を上限とし、マネープール・ファンドについては、投資信託財産の純資産総額の年0.0105%（税抜 年0.01%）を乗じて得た額を上限とします。

「諸経費」に関しては、あらかじめ見積もることが困難なため、費用毎の金額もしくは上限額、またはこれらの計算方法を記載することはできません。

各ヘッジファンドに係る費用・報酬

各ヘッジファンドは次の費用・報酬を直接支弁することはありませんが、パフォーマンス連動債へ投資し間接的に参照ファンドに投資しているため、これらの費用・報酬は各ヘッジファンドの基準価額に影響を与えます。

1) パフォーマンス連動債に係る費用

・パフォーマンス連動債においては債券管理費用として債券評価額の0.30%（年率、ただし、1万ユーロを上限として最低固定額を設ける場合があります。）がかかります。

2) 「リクソー/ポールソン・アドバンテージ・ファンド・リミテッド(クラスB)」(「参照ファンド」)に係る費用

・参照ファンド内では、管理・保管報酬として参照ファンドの純資産額の0.95%（上限、年率、有価証券届出書提出日現在、0.70%）、投資顧問報酬として運用ポートフォリオの純資産額の1.50%（上限、年率、有価証券届出書提出日現在、1.50%）、成功報酬としてハイ・ウォーター・マーク超過分に対して20%（上限、有価証券届出書提出日現在、20%）がかかります。

・予め決められたスケジュール以外で参照ファンドの買付・解約が発生した際には、最大5%の買付手数料および最大5%の解約手数料がかかる場合があります。

・組入有価証券等の売買に要する費用および保管費用等がかかる場合があります。

「ハイ・ウォーター・マーク超過分」とは、運用実績が一定の水準以上に達した場合の、当該水準を超過した部分をいいます（以下同じ）。

3) 「リクソー/トランストレンド・エンハンスド・ファンド・リミテッド(クラスB)」(「参照ファンド」)に係る費用

・参照ファンド内では、管理・保管報酬として参照ファンドの純資産額の0.95%（上限、年率、有価証券届出書提出日現在、0.70%）、投資顧問報酬として運用ポートフォリオの純資産額の2.00%（上限、年率、有価証券届出書提出日現在、2.00%）、成功報酬としてハイ・ウォーター・マーク超過分に対して22%（上限、有価証券届出書提出日現在、20%）がかかります。

・予め決められたスケジュール以外で参照ファンドの買付・解約が発生した際には、最大5%の買付手数料および最大5%の解約手数料がかかる場合があります。

・組入有価証券等の売買に要する費用および保管費用等がかかる場合があります。

4) 「リクソー/ブリッジウォーター・ファンド・リミテッド(クラスB)」(「参照ファンド」)に係る費用

・参照ファンド内では、管理・保管報酬として参照ファンドの純資産額の0.95%（上限、年率、有価証券届出書提出日現在、0.70%）、投資顧問報酬として運用ポートフォリオの純資産額の2.00%（上限、年率、有価証券届出書提出日現在、2.00%）、成功報酬としてハイ・ウォーター・マーク超過分に対して20%（上限、有価証券届出書提出日現在、20%）がかかります。

・予め決められたスケジュール以外で参照ファンドの買付・解約が発生した際には、最大5%の買付手数料および最大5%の解約手数料がかかる場合があります。

・組入有価証券等の売買に要する費用および保管費用等がかかる場合があります。

手数料等の合計額については、保有期間等により異なりますので、記載することができません。

(5)【課税上の取扱い】

各ファンドとも、課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者および内国法人である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のようになります。ただし、税法が変更・改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

1) 収益分配金に対する課税

平成25年12月31日までは、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかの選択をすることもできます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

2) 一部解約時および償還時の課税

平成25年12月31日までは、一部解約時および償還時の差益（一部解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益（譲渡益））については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の税率で申告分離課税が適用され、特定口座（源泉徴収あり）を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行われます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

法人の受益者に対する課税

1) 平成25年12月31日までは、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については7%（所得税7%）の税率で源泉徴収（源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。）が行われます。前記7%の税率は平成26年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

2) ファンドは益金不算入制度は適用されません。

個別元本方式について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、

- 1) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 2) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
- 3) なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本が

ら当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成23年12月末現在の税法に基づく記載です。税法が改正された場合などには、前記の内容が変更になる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は、平成23年12月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

(1)【投資状況】

資産別及び地域別の投資状況

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション ポールソン・アドバンテージ連動ファンド>

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	ルクセンブルグ	1,324,013,262	99.19
小 計		1,324,013,262	99.19
コール・ローン等およびその他の資産（負債控除後）		10,856,600	0.81
合 計（純資産総額）		1,334,869,862	100.00

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション トランストレンド・エンハンスト連動ファンド>

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	ルクセンブルグ	199,365,784	98.52
小 計		199,365,784	98.52
コール・ローン等およびその他の資産（負債控除後）		2,998,277	1.48
合 計（純資産総額）		202,364,061	100.00

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション ブリッジウォーター連動ファンド>

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	ルクセンブルグ	4,299,771,491	99.70
小 計		4,299,771,491	99.70
コール・ローン等およびその他の資産（負債控除後）		12,979,009	0.30
合 計（純資産総額）		4,312,750,500	100.00

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション マネープール・ファンド>

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	51,030,891	94.62
小 計		51,030,891	94.62
コール・ローン等およびその他の資産（負債控除後）		2,899,410	5.38
合 計（純資産総額）		53,930,301	100.00

(参考)

<リクソー・マネー・マザーファンド>

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
コール・ローン等およびその他の資産（負債控除後）		51,029,938	100.00
合 計（純資産総額）		51,029,938	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション ポールソン・アドバンテージ連動ファンド>

主要銘柄の明細

国/ 地域	種類	銘柄名 (USD ドル)	数量	帳簿 価額 単価 (円貨)	帳簿価額金額 (円貨)	評価額 単価 (円貨)	評価額金額 (円貨)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
ルクセン ブルグ	社債券	コデイス 債	23,820,000	6,027.18	1,435,674,800	5,558.41	1,324,013,262	0.00%	2019年11月5日	99.19

種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
社債券	99.19
合計	99.19

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション トランストrend・エンハンスト連動ファンド>

主要銘柄の明細

国/ 地域	種類	銘柄名 (USD ドル)	数量	帳簿 価額 単価 (円貨)	帳簿価額金額 (円貨)	評価額 単価 (円貨)	評価額金額 (円貨)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
ルクセン ブルグ	社債券	コデイス 債	2,580,000	7,657.60	197,566,337	7,727.35	199,365,784	0.00%	2019年11月5日	98.52

種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
社債券	98.52
合計	98.52

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション ブリッジウォーター連動ファンド>

主要銘柄の明細

国/ 地域	種類	銘柄名 (USD ドル)	数量	帳簿 価額 単価 (円貨)	帳簿価額金額 (円貨)	評価額 単価 (円貨)	評価額金額 (円貨)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
ルクセン ブルグ	社債券	コデイス 債	40,020,000	10,829.78	4,334,079,008	10,744.05	4,299,771,491	0.00%	2019年11月5日	99.70

種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
社債券	99.70
合計	99.70

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション マネープール・ファンド>

主要銘柄の明細

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
----------	----	-----	----	---------------	---------------	------------------	--------------	-----------------

日本	親投資信託受益証券	リクソー・マネー・マザーファンド	50,985,005	1.0000	51,025,793	1.0009	51,030,891	94.62
----	-----------	------------------	------------	--------	------------	--------	------------	-------

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	94.62
合計	94.62

【投資不動産物件】

各ファンドにつき、該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

各ファンドにつき、該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年12月30日現在及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション ポールソン・アドバンテージ連動ファンド>

	純資産総額（円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間 (平成22年11月5日)	3,142,167,770	3,142,167,770	0.9186	0.9186
第2期計算期間 (平成23年11月7日)	1,596,968,600	1,596,968,600	0.6764	0.6764
平成22年12月末日	3,272,147,990		1.0053	
平成23年1月末日	3,268,915,764		1.0076	
平成23年2月末日	3,289,195,671		1.0223	
平成23年3月末日	2,924,216,166		0.9833	
平成23年4月末日	2,845,869,552		0.9668	
平成23年5月末日	2,684,165,898		0.9148	
平成23年6月末日	2,511,778,498		0.8420	
平成23年7月末日	2,414,417,970		0.8244	
平成23年8月末日	1,805,962,277		0.6825	
平成23年9月末日	1,802,495,504		0.7181	
平成23年10月末日	1,619,178,561		0.6731	
平成23年11月末日	1,433,274,061		0.6363	
平成23年12月末日	1,334,869,862		0.6209	

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション トランストrend・エンハンスト連動ファンド>

	純資産総額（円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)

第1期計算期間 (平成22年11月5日)	304,926,530	304,926,530	1.0149	1.0149
第2期計算期間 (平成23年11月7日)	209,652,751	209,652,751	0.8589	0.8589
平成22年12月末日	316,606,491		1.0352	
平成23年1月末日	313,827,353		1.0261	
平成23年2月末日	317,820,710		1.0392	
平成23年3月末日	224,921,972		1.0370	
平成23年4月末日	267,578,073		1.0166	
平成23年5月末日	256,949,572		0.9762	
平成23年6月末日	288,327,181		0.9668	
平成23年7月末日	297,013,665		0.9330	
平成23年8月末日	229,072,156		0.9028	
平成23年9月末日	221,495,269		0.8730	
平成23年10月末日	216,836,130		0.8546	
平成23年11月末日	204,008,356		0.8683	
平成23年12月末日	202,364,061		0.8613	

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション ブリッジウォーター連動ファンド>

	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間 (平成22年11月5日)	201,289,582	201,289,582	1.0771	1.0771
第2期計算期間 (平成23年11月7日)	255,642,429	255,642,429	1.2122	1.2122
平成22年12月末日	186,467,991		1.1173	
平成23年1月末日	190,052,220		1.1388	
平成23年2月末日	189,975,531		1.1384	
平成23年3月末日	123,161,792		1.1873	
平成23年4月末日	123,645,673		1.1919	
平成23年5月末日	131,514,368		1.1765	
平成23年6月末日	192,172,425		1.1970	
平成23年7月末日	253,627,231		1.1744	
平成23年8月末日	265,194,210		1.2058	
平成23年9月末日	254,886,344		1.2081	
平成23年10月末日	254,452,755		1.2061	
平成23年11月末日	298,637,055		1.2025	
平成23年12月末日	4,312,750,500		1.1868	

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション マネープール・ファンド>

	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間 （平成22年11月5日）	53,908,658	53,908,658	1.0004	1.0004
第2期計算期間 （平成23年11月7日）	60,007,030	60,007,030	1.0008	1.0008
平成22年12月末日	53,911,643		1.0005	
平成23年1月末日	53,911,024		1.0005	
平成23年2月末日	53,915,581		1.0006	
平成23年3月末日	53,914,983		1.0006	
平成23年4月末日	53,914,443		1.0006	
平成23年5月末日	53,918,903		1.0006	
平成23年6月末日	53,918,325		1.0006	
平成23年7月末日	53,922,863		1.0007	
平成23年8月末日	66,240,851		1.0007	
平成23年9月末日	53,927,102		1.0008	
平成23年10月末日	60,007,123		1.0008	
平成23年11月末日	60,006,727		1.0008	
平成23年12月末日	53,930,301		1.0009	

【分配の推移】

各ファンドにつき、該当事項はありません。

【収益率の推移】

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション ポールソン・アドバンテージ連動ファンド>

	収益率（％）
第1期計算期間 （平成21年12月10日～平成22年11月5日）	-8.14
第2期計算期間 （平成22年11月6日～平成23年11月7日）	-26.37
直近までの期間 （平成23年11月8日～平成23年12月30日）	-8.21

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数です。なお、第1計算期間については、直前の計算期間の基準価額を10,000円として計算しています。以下同じ。

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション トランストrend・エンハンス連動ファンド>

	収益率（％）
第1期計算期間 （平成21年12月10日～平成22年11月5日）	1.49
第2期計算期間 （平成22年11月6日～平成23年11月7日）	-15.37

直近までの期間 (平成23年 11月8日～平成23年12月30日)	0.28
--------------------------------------	------

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション ブリッジウォーター連動ファンド>

	収益率(%)
第1期計算期間 (平成21年12月10日～平成22年11月5日)	7.71
第2期計算期間 (平成22年11月6日～平成23年11月7日)	12.54
直近までの期間 (平成23年 11月8日～平成23年12月30日)	-2.10

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション マネープール・ファンド>

	収益率(%)
第1期計算期間 (平成21年12月10日～平成22年11月5日)	0.04
第2期計算期間 (平成22年11月6日～平成23年11月7日)	0.04
直近までの期間 (平成23年 11月8日～平成23年12月30日)	0.01

(4)【設定及び解約の実績】

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション ポールソン・アドバンテージ連動ファンド>

期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間 (平成21年12月10日～平成22年11月5日)	5,330,121,940	1,909,587,493
第2期計算期間 (平成22年11月6日～平成23年11月7日)	293,062,528	1,352,691,796
直近までの期間 (平成23年 11月8日～平成23年12月30日)	25,956,807	236,911,174

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。以下同じ。

(注) 設定数量には、当初募集期間中の設定口数を含みます。以下同じ。

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション トランストrend・エンハンスト連動ファンド>

期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間 (平成21年12月10日～平成22年11月5日)	576,227,725	275,766,916
第2期計算期間 (平成22年11月6日～平成23年11月7日)	200,260,806	256,624,377
直近までの期間 (平成23年 11月8日～平成23年12月30日)		9,147,774

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション ブリッジウォーター連動ファンド>

期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間 (平成21年12月10日～平成22年11月5日)	340,412,555	153,527,729
第2期計算期間 (平成22年11月6日～平成23年11月7日)	168,093,095	144,093,715
直近までの期間 (平成23年 11月8日～平成23年12月30日)	3,423,140,612	

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション マネープール・ファンド>

期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間 (平成21年12月10日～平成22年11月5日)	372,142,507	318,258,084
第2期計算期間 (平成22年11月6日～平成23年11月7日)	37,474,276	31,398,604
直近までの期間 (平成23年 11月8日～平成23年12月30日)	-	6,075,672

<参考情報>

運用実績（基準日：2011年12月30日現在）

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

■ ボールソン・アドバンテージ連動ファンド

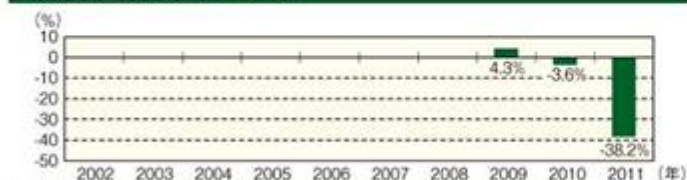
基準価額・純資産の推移（期間：2009年12月10日～2011年12月30日）



基準価額は信託報酬控除後です。

基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



当ファンドにはベンチマークはありません。

2009年は設定日(2009年12月10日)から年末までの収益率です。

年間収益率は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したものとして計算しています。

分配の推移

決算期	分配金
1 2010年11月	0円
2 2011年11月	0円
設定来累計	0円

分配金は1万円あたり、税引き前です。

主な資産の状況（2011年12月30日現在）

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率
社債券	ルクセンブルグ	99.2%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		0.8%
合計(純資産総額)		100.0%

投資比率は純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位銘柄（投資銘柄数：1銘柄）

銘柄名	通貨	国名	投資比率
コデイス債	米ドル	ルクセンブルグ	99.2%

投資比率は純資産総額に対する当該資産の時価比率です。
投資銘柄数は、社債券の銘柄数です。

■ トランストレンド・エンハンスド連動ファンド

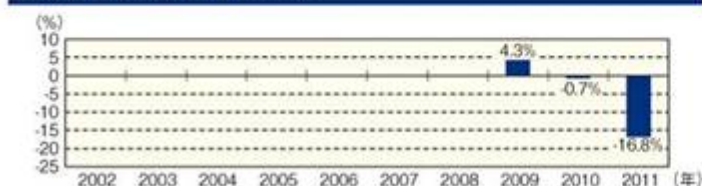
基準価額・純資産の推移 (期間: 2009年12月10日～2011年12月30日)



基準価額は信託報酬控除後です。

基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



当ファンドにはベンチマークはありません。

2009年は設定日(2009年12月10日)から年末までの収益率です。

年間収益率は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したものとして計算しています。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

■ ブリッジウォーター連動ファンド

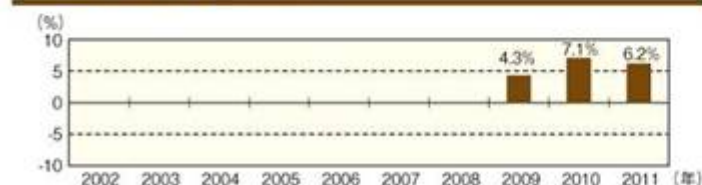
基準価額・純資産の推移 (期間: 2009年12月10日～2011年12月30日)



基準価額は信託報酬控除後です。

基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



当ファンドにはベンチマークはありません。

2009年は設定日(2009年12月10日)から年末までの収益率です。

年間収益率は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したものとして計算しています。

分配の推移

決算期	分配金
1 2010年11月	0円
2 2011年11月	0円
設定来累計	0円

分配金は1万円あたり、税引き前です。

主な資産の状況 (2011年12月30日現在)

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率
社債券	ルクセンブルグ	98.5%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		1.5%
合計(純資産総額)		100.0%

投資比率は純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位銘柄

(投資銘柄数: 1銘柄)

銘柄名	通貨	国名	投資比率
コデイス債	米ドル	ルクセンブルグ	98.5%

投資比率は純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

投資銘柄数は、社債券の銘柄数です。

分配の推移

決算期	分配金
1 2010年11月	0円
2 2011年11月	0円
設定来累計	0円

分配金は1万円あたり、税引き前です。

主な資産の状況 (2011年12月30日現在)

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率
社債券	ルクセンブルグ	99.7%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		0.3%
合計(純資産総額)		100.0%

投資比率は純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位銘柄

(投資銘柄数: 1銘柄)

銘柄名	通貨	国名	投資比率
コデイス債	米ドル	ルクセンブルグ	99.7%

投資比率は純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

投資銘柄数は、社債券の銘柄数です。

■ マネーボール・ファンド

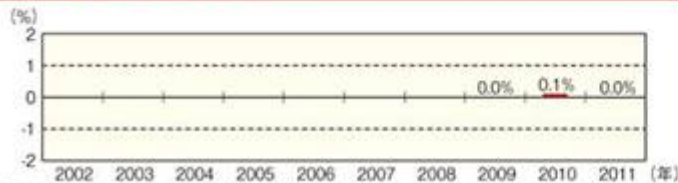
基準価額・純資産の推移（期間：2009年12月10日～2011年12月30日）



基準価額は信託報酬控除後です。

基準価額(課税前分配金再投資)は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したとみなした価額です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



当ファンドにはベンチマークはありません。

2009年は設定日(2009年12月10日)から年末までの収益率です。

年間収益率は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したものと計算しています。

分配の推移

決算期	分配金
1 2010年11月	0円
2 2011年11月	0円
設定来累計	0円

分配金は1万円あたり、税引き前です。

主な資産の状況（2011年12月30日現在）

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率
親投資信託受益証券	日本	94.6%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		5.4%
合計(純資産総額)		100.0%

投資比率は純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入上位銘柄

(投資銘柄数:1銘柄)

銘柄名	国名	投資比率
リクソー・マネー・マザーファンド	日本	94.6%

投資比率は純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

投資銘柄数は、親投資信託受益証券の銘柄数です。

リクソー・マネー・マザーファンドの資産は現金・預金・その他の資産であり、有価証券等の組入れはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

ファンドの取得申込者は、販売会社所定の手続きを行ったうえで、取得申込みを行うものとします。

申込期間において、原則として毎月第2および第4火曜日（ただし、12月の第4火曜日は除きます。）を「申込基準日」とし、当該申込基準日の2ファンド営業日 前の日を取得申込受付日として取得申込みを受付けます。ただし、マネープール・ファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。なお、国内外の祝休日の状況によっては、当該日に係る取得申込みの受付を行わない場合があります。

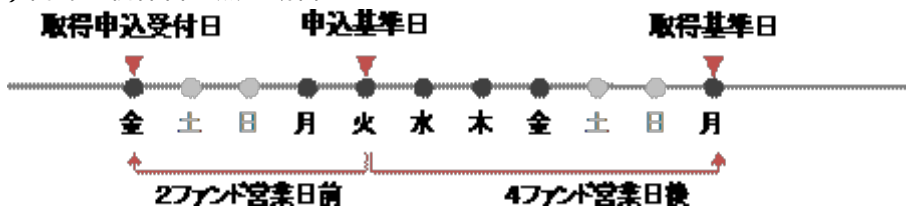
ファンド営業日とは、日本の営業日であり、かつ、パリ、ルクセンブルグ、ジャージーおよびニューヨークのすべての銀行営業日である日をいいます。

受付時間は、原則として午後2時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込みは、翌取得申込受付日での取扱いとなります。

(2) 申込価額

原則として、取得申込受付日に係る申込基準日の4ファンド営業日後の日（以下「取得基準日」といいます。）の基準価額とします。

例）内外の祝休日が無い場合



(3) 申込手数料

申込価額に4.20%（税抜4%）を上限として、販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。なお、スイッチングによる取得申込みの場合も同様とします。マネープール・ファンドの取得申込みを行う場合には、申込手数料はかかりません。（マネープール・ファンドへの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。）

(4) 申込単位

分配金の受取方法により、申込みには、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。

「分配金受取コース」は、収益分配時に収益分配金を現金で受け取るコースです。「自動けいぞく投資コース」は、収益分配金が税引き後無手数料で再投資されるコースです。

いずれのコース共、申込単位は販売会社が別途個別に定める単位とします。なお、スイッチングによる取得申込みの場合も同様とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」における収益分配金の再投資は、1口単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(5) 申込代金の支払

ファンドの取得申込者は、申込みの販売会社が定める日までに申込代金（申込金額および申込手数料（消費税等相当額を含みます。））を当該販売会社に支払うものとします。

(6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社

は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(7) 取得申込の中止等

各ヘッジファンドについては、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付を取り消すことができるものとします。

マネープール・ファンドについては、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付を取り消すことができるものとします。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金（解約）方法

受益者は、自己に帰属する受益権につき、原則として毎月第2および第4火曜日（ただし、12月の第4火曜日は除きます。）を「申込基準日」とし、当該申込基準日の2ファンド営業日前の日を解約請求受付日として一部解約請求の申込みを行うことができます。原則として、解約請求受付日以外での換金のお申込みは受けられません。なお、国内外の祝休日の状況によっては、当該日に係る一部解約請求の申込みの受け付けを行わない場合があります。

解約請求の受付は午後2時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込みは、翌解約請求受付日での取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

(2) 換金（解約）価額

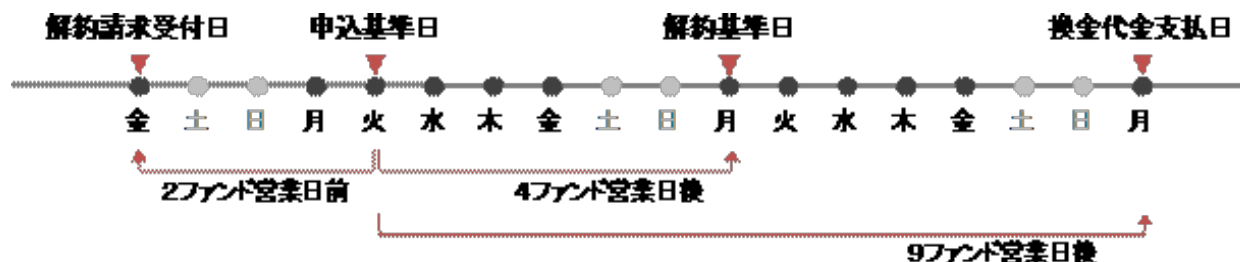
<各ヘッジファンド>

原則として、解約請求受付日に係る申込基準日の4ファンド営業日後の日（以下「解約基準日」といいます。）の基準価額から、当該基準価額に0.50%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

<マネープール・ファンド>

原則として、解約請求受付日に係る申込基準日の4ファンド営業日後の日（以下「解約基準日」といいます。）の基準価額とします。

例）内外の祝休日が無い場合



一部解約金（換金代金）は、販売会社の営業所等において、原則として、解約請求受付日に係る申込基準日の9ファンド営業日後の日から受益者に支払います。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより入手可能なほか、委託会社のホームページ上でも確認することができます。

(3) 換金（解約）単位

販売会社が別途個別に定める単位とします。販売会社にお問い合わせください。

- (4) 換金手数料はありません。ただし、各ヘッジファンドについては、信託財産留保額がかかります。信託財産留保額は、原則として、解約基準日の基準価額に0.50%の率を乗じて得た額となります。
- (5) 一部解約の請求の受付を中止する特別な場合
各ヘッジファンドについては、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
マネープール・ファンドについては、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
上記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当該解約請求受付日に係る一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。
- (6) 一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

《主な投資対象の評価方法》

公社債等：計算日¹における、次に掲げるいずれかの価額で評価します。²

- (1) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- (2) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
- (3) 価格情報会社の提供する価額

外貨建資産：原則として、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。

- 1 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。
- 2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

基準価額の算出頻度および照会先

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額に関しては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社の照会先は以下のとおりです。

照会先：リクソー投信株式会社ホームページ : <http://www.lyxor.co.jp>

電話番号 : 03-4520-8400

(受付時間：営業日の9：00～17：00)

また、基準価額(1万口当たり)は、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」欄に以下のように掲載されます。

ポールソン：「HF ポルソン」

トランストレンド：「HF トランス」

ブリッジウォーター：「HF ブリッジ」

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成21年12月10日(信託設定日)より平成31年11月5日までとします。ただし、「(5)その他 信託の終了」に該当する場合には、当該信託の終了の日までとなります。なお、委託会社は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、受託会社と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年11月6日から翌年11月5日までとします。ただし、第1計算期間は平成21年12月10日から平成22年11月5日までとします。

前記にかかわらず、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、当該信託の終了の日とします。

(5)【その他】

信託の終了

1) 投資信託契約の解約

a. ファンドには以下の繰上償還条項があります。

イ. マネープール・ファンドについては、委託会社は、信託期間中においてこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、マネープール・ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ. マネープール・ファンドについては、委託会社は、「ヘッジファンド・セレクション」を構成するすべてのヘッジファンドがその信託を終了させることとなる場合には、マネープール・ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ハ. 各ヘッジファンドについては、委託会社は、信託期間中においてこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約締結日から1年を超えた日以降において、投資信託契約の一部を解約することにより投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなる場合または下回ることとなった場合、主要投資対象であるパフォーマンス連動債が早期償還されることとなった場合、各ヘッジファンドに係る参照ファンドが運用を中止したり、償還した場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ヘッジファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しよう

とする旨を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、前記a.のイ.またはハ.の繰上償還条項にしたがい信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
 - c. 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - d. 前記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - e. 前記b.からd.までの規定は、次に該当する場合には適用しません。
 - イ. 委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合
 - ロ. 投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合
- 2) 投資信託契約に関する監督官庁の命令
- 委託会社は、監督官庁よりファンドの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - b. 前記a.の規定にかかわらず、監督官庁がファンドの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は後記「投資信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
- 4) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、前記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとし、
 - b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は、「投資信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- 2) 委託会社は、前記1)の事項（前記1)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

- 3) 前記2) の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産に、この信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本3）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使うことができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使わないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 前記2) の書面決議は、議決権を行行使うことができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対して、その効力を生じます。
- 6) 前記2) から5) までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7) 前記1) から6) までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて、当該投資信託財産に係る知っている受益者に対して交付します。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1) 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2) 他の受益者が有する受益権の内容

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示がない限り、原則として、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

投資信託約款に関する疑義の取扱い

ファンドの投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めず。

信託期間の延長

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められたときは、受託会社と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出るにより、信託期間を延長することができます。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は以下のとおりです。なお、投資信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、販売会社を通じて支払いを開始します。

収益分配金の支払いは、販売会社の各営業所等において行います。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

「自動けいぞく投資コース」の場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されません。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の各営業所等において行います。ただし、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。一部解約金の支払いは販売会社の各営業所等において行います。受益者への支払いについては、委託会社は当該販売会社に対する支払いをもって免責されるものとします。

(4) 反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、販売会社を経由して、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記の「3 資産管理等の概要（5）その他 信託の終了 1)投資信託契約の解約 b.」または「投資信託約款の変更等 2)」に規定する書面に付記します。

(5) 帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

(6) 受益者集会

受益者集会は開催しません。

第3【ファンドの経理状況】

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション ポールソン・アドバンテージ連動ファンド>

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション トランストrend・エンハンスト連動ファンド>

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション ブリッジウォーター連動ファンド>

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額については、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、投資信託約款第37条により、平成21年12月10日から平成22年11月5日までとしております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成21年12月10日から平成22年11月5日まで）及び第2期計算期間（平成22年11月6日から平成23年11月7日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

<リクソー・ヘッジファンド・セレクション マネーボール・ファンド>

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額については、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの第1期計算期間は、投資信託約款第35条により、平成21年12月10日から平成22年11月5日までとしております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成21年12月10日から平成22年11月5日まで）及び第2期計算期間（平成22年11月6日から平成23年11月7日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【リクソー・ヘッジファンド・セレクション ポールソン・アドバンテージ連動ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成22年11月5日現在)	第2期 (平成23年11月7日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	149,887	94,772
コール・ローン	47,619,633	61,061,400
社債券	3,103,085,700	1,577,755,657
未収入金	235,400,904	-
未収利息	65	83
流動資産合計	3,386,256,189	1,638,911,912
資産合計	3,386,256,189	1,638,911,912
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,081,032	-
未払解約金	227,158,165	29,883,084
未払受託者報酬	784,617	597,053
未払委託者報酬	13,338,538	10,149,791
その他未払費用	1,726,067	1,313,384
流動負債合計	244,088,419	41,943,312
負債合計	244,088,419	41,943,312
純資産の部		
元本等		
元本	^{1,2} 3,420,534,447	^{1,2} 2,360,905,179
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	³ 278,366,677	³ 763,936,579
（分配準備積立金）	-	-
元本等合計	3,142,167,770	1,596,968,600
純資産合計	3,142,167,770	1,596,968,600
負債純資産合計	3,386,256,189	1,638,911,912

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自平成21年12月10日 至平成22年11月5日	第2期 自平成22年11月6日 至平成23年11月7日
営業収益		
受取利息	78,081	23,921
有価証券売買等損益	47,585,416	563,286,807
為替差損益	308,433,467	93,584,656
その他収益	-	1,646,952
営業収益合計	260,769,970	655,200,590
営業費用		
受託者報酬	1,945,769	1,427,096
委託者報酬	33,078,068	24,260,447
その他費用	2,242,555	3,448,656
営業費用合計	37,266,392	29,136,199
営業利益又は営業損失()	298,036,362	684,336,789
経常利益又は経常損失()	298,036,362	684,336,789
当期純利益又は当期純損失()	298,036,362	684,336,789
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	8,800,130	95,352,305
期首剰余金又は期首欠損金()	-	278,366,677
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,017,921	103,414,582
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	102,725,475
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,017,921	689,107
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,148,366	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,148,366	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	278,366,677	763,936,579

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期	第2期
	自平成21年12月10日 至平成22年11月5日	自平成22年11月6日 至平成23年11月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条にしたがって処理しております。	1. 外貨建資産等の会計処理 同左 2. 計算期間末日の取扱い 信託約款第37条の規定により、平成23年11月5日及びその翌日が休日のため、当計算期間末を平成23年11月7日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第1期	第2期
	(平成22年11月5日現在)	(平成23年11月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	3,957,388,439円	3,420,534,447円
期中追加設定元本額	1,372,733,501円	293,062,528円
期中一部解約元本額	1,909,587,493円	1,352,691,796円
2. 計算期間末日における受益権の総数	3,420,534,447口	2,360,905,179口

3.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は278,366,677円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は763,936,579円であります。
---------	-------------------------------------------------	-------------------------------------------------

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第1期	
	自 平成21年 12月10日 至 平成22年 11月 5日	
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	10,052 円
分配準備積立金額	D	- 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	10,052 円
当ファンドの期末残存口数	F	3,420,534,447 口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	0.02 円
1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	- 円

区分	第2期	
	自 平成22年 11月 6日 至 平成23年 11月 7日	
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	83,958 円
分配準備積立金額	D	- 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	83,958 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,360,905,179 口
1万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	0.35 円
1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	- 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第1期	第2期
	自 平成21年 12月10日 至 平成22年 11月 5日	自 平成22年 11月 6日 至 平成23年 11月 7日

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは主として米ドル建て社債券を、売買目的で保有しております。 また、当ファンドは、外貨建証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行っております。当該金融商品には、価格変動リスク、信用リスク、為替リスク及び流動性リスク等があります。当ファンドは主として特定の米ドル建て社債券に投資するため、銘柄集中リスクがあります。 その他、保有するコール・ローン等の金銭債権につきましては信用リスク等を有しております。	同左
3 3．金融商品に係るリスク管理体制	金融商品に係るリスクを含め、当ファンドに係るリスク及びパフォーマンスの分析は運用・企画部で行われ、その結果は運用委員会に報告されます。運用委員会では、報告内容についての評価・検討が行われ、その結果はその後の運用に反映されます。 コンプライアンス部門では、運用ガイドラインに基づく運用状況及び法令等の遵守状況のモニタリングが行われ、その結果はコンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会では、報告内容についての検討・確認が行われ、指摘事項については解決が図られます。	同左

区分	第1期 (平成22年 11月5日現在)	第2期 (平成23年 11月7日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表上の金融商品はすべて時価で計上されているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 社債券</p> <p>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 社債券</p> <p>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

第1期（平成22年11月5日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	28,989,333
合計	28,989,333

第2期（平成23年11月7日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	481,272,161
合計	481,272,161

（デリバティブ取引等に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第1期（平成22年11月5日現在）

通貨関連

種類	第1期（平成22年 11月 5日 現在）			
	契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建				
米ドル	234,275,908		235,356,940	1,081,032
小計	234,275,908		235,356,940	1,081,032
合計	234,275,908		235,356,940	1,081,032

第2期（平成23年11月7日現在）

該当事項はありません。

（注）時価の算定方法

（1）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

イ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

ロ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

（2）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客売買

相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期（自 平成21年12月10日 至 平成22年11月5日）

関連当事者の名称	当ファンドと当該関連当事者との関係	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権または債務にかかる主な項目別の当該計算期間の末日における残高	
				未払金	
SG 証券東京支店	当ファンドの運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等	社債の買付	4,860,832,153円		-円
		社債の売却	1,501,886,492円	未収入金	235,400,904円

第2期（自 平成22年11月6日 至 平成23年11月7日）

関連当事者の名称	当ファンドと当該関連当事者との関係	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権または債務にかかる主な項目別の当該計算期間の末日における残高	
				未払金	
SG 証券東京支店	当ファンドの運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等	社債の買付	156,171,093円		-円
		社債の売却	1,025,403,302円	未収入金	-円

取引条件及び取引条件の決定方針

投資対象債券については目論見書記載の投資方針に基づき、コデイス・セキュリティーズ・エス・エイが発行する社債(米ドル建て債券)を主要投資対象とし、米ドル建て債券を高位に組入れる運用を行っております。米ドル建て債券においては、参照ファンドのパフォーマンスにより償還額が決定する旨が、あらかじめ発行条件として定められております。なお、投資対象債券の発行体の選定にあたっては、発行される債券に係る信用力補完の仕組みや同種の債券の発行実績、発行条件等を総合的に勘案しております。

（1口当たり情報）

区分	第1期 (平成22年11月5日現在)	第2期 (平成23年11月7日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9186円 (9,186円)	0.6764円 (6,764円)

(重要な後発事象に関する注記)

第1期（自平成21年12月10日 至 平成22年11月5日）

該当事項はありません。

第2期（自平成22年11月6日 至 平成23年11月7日）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社 債 券	米ドル	Codeis Securities SA (Paulson)	26,040,000.00	20,188,812.00	
	米ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	26,040,000.00 1 銘柄 98.8%	20,188,812.00 (1,577,755,657) 100.0%	
合計				1,577,755,657 (1,577,755,657)	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
米ドル	社債券 1	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【リクソー・ヘッジファンド・セレクション トランストレンド・エンハンスト連動ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成22年11月5日現在)	第2期 (平成23年11月7日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	84,886	92,945
コール・ローン	6,539,382	12,009,140
社債券	300,068,712	207,080,658
未収入金	60,587,027	-
未収利息	8	16
流動資産合計	367,280,015	219,182,759
資産合計	367,280,015	219,182,759
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	278,256	-
未払解約金	60,306,000	8,184,965
未払受託者報酬	87,596	66,595
未払委託者報酬	1,489,032	1,132,059
その他未払費用	192,601	146,389
流動負債合計	62,353,485	9,530,008
負債合計	62,353,485	9,530,008
純資産の部		
元本等		
元本	^{1,2} 300,460,809	^{1,2} 244,097,238
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	³ 4,465,721	³ 34,444,487
（分配準備積立金）	4,636,804	2,227,897
元本等合計	304,926,530	209,652,751
純資産合計	304,926,530	209,652,751
負債純資産合計	367,280,015	219,182,759

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自平成21年12月10日 至平成22年11月5日	第2期 自平成22年11月6日 至平成23年11月7日
営業収益		
受取利息	8,714	6,715
有価証券売買等損益	52,436,615	22,964,040
為替差損益	34,818,095	11,054,197
その他収益	-	167,348
営業収益合計	17,627,234	33,844,174
営業費用		
受託者報酬	198,431	141,712
委託者報酬	3,373,064	2,408,942
その他費用	260,244	355,155
営業費用合計	3,831,739	2,905,809
営業利益又は営業損失()	13,795,495	36,749,983
経常利益又は経常損失()	13,795,495	36,749,983
当期純利益又は当期純損失()	13,795,495	36,749,983
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	9,158,691	1,074,620
期首剰余金又は期首欠損金()	-	4,465,721
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,318,811	2,740,067
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,318,811	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	2,740,067
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,489,894	3,825,672
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	3,825,672
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,489,894	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	4,465,721	34,444,487

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期	第2期
	自平成21年12月10日 至平成22年11月5日	自平成22年11月6日 至平成23年11月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条にしたがって処理しております。	1. 外貨建資産等の会計処理 同左 2. 計算期間末日の取扱い 信託約款第37条の規定により、平成23年11月5日及びその翌日が休日のため、当計算期間末を平成23年11月7日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第1期	第2期
	(平成22年11月5日現在)	(平成23年11月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	340,169,683円	300,460,809円
期中追加設定元本額	236,058,042円	200,260,806円
期中一部解約元本額	275,766,916円	256,624,377円
2. 計算期間末日における受益権の総数	300,460,809口	244,097,238口

3.元本の欠損	- 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は34,444,487円であります。
---------	--------------------------------------------------

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第1期 自 平成21年 12月10日 至 平成22年 11月 5日
分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	A 3,849 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 4,632,955 円
収益調整金額	C 1,565 円
分配準備積立金額	D - 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 4,638,369 円
当ファンドの期末残存口数	F 300,460,809 口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 154.36 円
1万口当たり分配金額	H - 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000 - 円

区分	第2期 自 平成22年 11月 6日 至 平成23年 11月 7日
分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	A - 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B - 円
収益調整金額	C 2,168,893 円
分配準備積立金額	D 2,227,897 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 4,396,790 円
当ファンドの期末残存口数	F 244,097,238 口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 180.11 円
1万口当たり分配金額	H - 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000 - 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第1期 自 平成21年 12月10日 至 平成22年 11月 5日	第2期 自 平成22年 11月 6日 至 平成23年 11月 7日

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは主として米ドル建て社債券を、売買目的で保有しております。</p> <p>また、当ファンドは、外貨建証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行っております。</p> <p>当該金融商品には、価格変動リスク、信用リスク、為替リスク及び流動性リスク等があります。当ファンドは主として特定の米ドル建て社債券に投資するため、銘柄集中リスクがあります。</p> <p>その他、保有するコール・ローン等の金銭債権につきましては信用リスク等を有しております。</p>	同左
3 3．金融商品に係るリスク管理体制	<p>金融商品に係るリスクを含め、当ファンドに係るリスク及びパフォーマンスの分析は運用・企画部で行われ、その結果は運用委員会に報告されます。運用委員会では、報告内容についての評価・検討が行われ、その結果はその後の運用に反映されます。</p> <p>コンプライアンス部門では、運用ガイドラインに基づく運用状況及び法令等の遵守状況のモニタリングが行われ、その結果はコンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会では、報告内容についての検討・確認が行われ、指摘事項については解決が図られます。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期 (平成22年 11月5日現在)	第2期 (平成23年 11月7日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表上の金融商品はすべて時価で計上されているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 社債券</p> <p>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 社債券</p> <p>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

第1期（平成22年11月5日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	37,362,222
合計	37,362,222

第2期（平成23年11月7日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	26,133,790
合計	26,133,790

（デリバティブ取引等に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第1期（平成22年11月5日現在）

通貨関連

種類	第1期（平成22年 11月 5日 現在）			
	契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建				
米ドル	60,302,264		60,580,520	278,256
小計	60,302,264		60,580,520	278,256
合計	60,302,264		60,580,520	278,256

第2期（平成23年11月7日現在）

該当事項はありません。

（注）時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客売買

相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期（自 平成21年12月10日 至 平成22年11月5日）

関連当事者の名称	当ファンドと当該関連当事者との関係	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権または債務にかかる主な項目別の当該計算期間の末日における残高	
				未払金	
SG 証券東京支店	当ファンドの運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等	社債の買付	529,239,323円		-円
		社債の売却	248,424,713円	未収入金	60,587,027円

第2期（自 平成22年11月6日 至 平成23年11月7日）

関連当事者の名称	当ファンドと当該関連当事者との関係	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権または債務にかかる主な項目別の当該計算期間の末日における残高	
				未払金	
SG 証券東京支店	当ファンドの運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等	社債の買付	165,114,407円		-円
		社債の売却	224,605,689円	未収入金	-円

取引条件及び取引条件の決定方針

投資対象債券については目論見書記載の投資方針に基づき、コデイス・セキュリティーズ・エス・エイが発行する社債(米ドル建て債券)を主要投資対象とし、米ドル建て債券を高位に組入れる運用を行っております。米ドル建て債券においては、参照ファンドのパフォーマンスにより償還額が決定する旨が、あらかじめ発行条件として定められております。なお、投資対象債券の発行体の選定にあたっては、発行される債券に係る信用力補完の仕組みや同種の債券の発行実績、発行条件等を総合的に勘案しております。

（1口当たり情報）

区分	第1期 (平成22年11月5日現在)	第2期 (平成23年11月7日現在)

1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0149円 (10,149円)	0.8589円 (8,589円)
---------------------------	----------------------	---------------------

(重要な後発事象に関する注記)

第1期(自平成21年12月10日 至 平成22年11月5日)

該当事項はありません。

第2期(自平成22年11月6日 至 平成23年11月7日)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社 債 券	米ドル	Codeis Securities SA (Transtrend)	2,690,000.00	2,649,784.50	
	米ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	2,690,000.00 1 銘柄 98.8%	2,649,784.50 (207,080,658) 100.0%	
合計				207,080,658 (207,080,658)	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
米ドル	社債券 1	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【リクソー・ヘッジファンド・セレクションブリッジウォーター連動ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成22年11月5日現在)	第2期 (平成23年11月7日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	40,860	33,016
コール・ローン	4,441,186	12,444,038
社債券	198,146,250	254,003,442
未収入金	21,107,790	-
未収利息	6	17
流動資産合計	223,736,092	266,480,513
資産合計	223,736,092	266,480,513
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	96,720	-
未払解約金	21,340,000	9,655,663
未払受託者報酬	49,998	58,547
未払委託者報酬	849,896	995,206
その他未払費用	109,896	128,668
流動負債合計	22,446,510	10,838,084
負債合計	22,446,510	10,838,084
純資産の部		
元本等		
元本	1.2 186,884,826	1.2 210,884,206
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	14,404,756	44,758,223
（分配準備積立金）	10,160,784	17,749,749
元本等合計	201,289,582	255,642,429
純資産合計	201,289,582	255,642,429
負債純資産合計	223,736,092	266,480,513

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自平成21年12月10日 至平成22年11月5日	第2期 自平成22年11月6日 至平成23年11月7日
営業収益		
受取利息	5,597	3,824
有価証券売買等損益	35,924,927	29,435,942
為替差損益	16,595,369	5,343,373
その他収益	-	94,312
営業収益合計	19,335,155	24,190,705
営業費用		
受託者報酬	111,798	103,670
委託者報酬	1,900,402	1,762,240
その他費用	151,924	260,958
営業費用合計	2,164,124	2,126,868
営業利益又は営業損失()	17,171,031	22,063,837
経常利益又は経常損失()	17,171,031	22,063,837
当期純利益又は当期純損失()	17,171,031	22,063,837
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	7,010,247	8,477,827
期首剰余金又は期首欠損金()	-	14,404,756
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,428,339	30,083,497
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,428,339	30,083,497
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,184,367	13,316,040
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,184,367	13,316,040
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	14,404,756	44,758,223

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期	第2期
	自 平成21年 12月10日 至 平成22年 11月 5日	自 平成22年 11月 6日 至 平成23年 11月 7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条にしたがって処理しております。	1. 外貨建資産等の会計処理 同左 2. 計算期間末日の取扱い 信託約款第37条の規定により、平成23年11月5日及びその翌日が休日のため、当計算期間末を平成23年11月7日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第1期	第2期
	(平成22年11月5日現在)	(平成23年11月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	186,733,982円	186,884,826円
期中追加設定元本額	153,678,573円	168,093,095円
期中一部解約元本額	153,527,729円	144,093,715円
2. 計算期間末日における受益権の総数	186,884,826口	210,884,206口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第1期
	自 平成21年 12月10日 至 平成22年 11月 5日

分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	3,696 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	10,157,088 円
収益調整金額	C	4,243,972 円
分配準備積立金額	D	- 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	14,404,756 円
当ファンドの期末残存口数	F	186,884,826 口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	770.76 円
1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	- 円

区分	第2期	
	自 平成22年 11月 6日 至 平成23年 11月 7日	
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	48,556 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	13,537,454 円
収益調整金額	C	27,008,474 円
分配準備積立金額	D	4,163,739 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	44,758,223 円
当ファンドの期末残存口数	F	210,884,206 口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,122.39 円
1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	- 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第1期	第2期
	自 平成21年 12月10日 至 平成22年 11月 5日	自 平成22年 11月 6日 至 平成23年 11月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左

2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>当ファンドは主として米ドル建て社債券を、売買目的で保有しております。</p> <p>また、当ファンドは、外貨建証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行っております。</p> <p>当該金融商品には、価格変動リスク、信用リスク、為替リスク及び流動性リスク等があります。当ファンドは主として特定の米ドル建て社債券に投資するため、銘柄集中リスクがあります。</p> <p>その他、保有するコール・ローン等の金銭債権につきましては信用リスク等を有しております。</p>	同左
3．金融商品に係るリスク管理体制	<p>金融商品に係るリスクを含め、当ファンドに係るリスク及びパフォーマンスの分析は運用・企画部で行われ、その結果は運用委員会に報告されます。運用委員会では、報告内容についての評価・検討が行われ、その結果はその後の運用に反映されます。</p> <p>コンプライアンス部門では、運用ガイドラインに基づく運用状況及び法令等の遵守状況のモニタリングが行われ、その結果はコンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会では、報告内容についての検討・確認が行われ、指摘事項については解決が図られます。</p>	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	第1期 (平成22年 11月5日現在)	第2期 (平成23年 11月7日現在)
1．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表上の金融商品はすべて時価で計上されているため、その差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	<p>(1) 社債券</p> <p>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 社債券</p> <p>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(有価証券に関する注記)

第1期（平成22年11月5日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	26,082,405
合計	26,082,405

第2期（平成23年11月7日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
社債券	21,532,044

合計	21,532,044
----	------------

（デリバティブ取引等に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第1期（平成22年11月5日現在）

通貨関連

種 類	第1期（平成22年 11月 5日 現在）		
	契 約 額 等（円）	時 価 （円）	評 価 損 益 （円）
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建			
米ドル	20,960,680	21,057,400	96,720
小計	20,960,680	21,057,400	96,720
合 計	20,960,680	21,057,400	96,720

第2期（平成23年11月7日現在）

該当事項はありません。

（注）時価の算定方法

（1）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

イ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

ロ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

（2）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客売買相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期（自 平成21年12月10日 至 平成22年11月5日）

関連当事者の名称	当ファンドと当該関連当事者との関係	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権または債務にかかる主な項目別の当該計算期間の末日における残高	
SG 証券東京支店	当ファンドの運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等	社債の買付	342,971,097円	未払金	-円
		社債の売却	165,797,496円	未収入金	21,107,790円

第2期（自 平成22年11月6日 至 平成23年11月7日）

関連当事者の名称	当ファンドと当該関連当事者との関係	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権または債務にかかる主な項目別の当該計算期間の末日における残高	
SG 証券東京支店	当ファンドの運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等	社債の買付	173,986,539円	未払金	-円
		社債の売却	141,886,599円	未収入金	-円

取引条件及び取引条件の決定方針

投資対象債券については目論見書記載の投資方針に基づき、コデイス・セキュリティーズ・エス・エイが発行する社債(米ドル建て債券)を主要投資対象とし、米ドル建て債券を高位に組入れる運用を行っております。米ドル建て債券においては、参照ファンドのパフォーマンスにより償還額が決定する旨が、あらかじめ発行条件として定められております。なお、投資対象債券の発行体の選定にあたっては、発行される債券に係る信用力補完の仕組みや同種の債券の発行実績、発行条件等を総合的に勘案しております。

（1口当たり情報）

区分	第1期	第2期
	(平成22年11月5日現在)	(平成23年11月7日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0771円 (10,771円)	1.2122円 (12,122円)

（重要な後発事象に関する注記）

第1期（自 平成21年12月10日 至 平成22年11月5日）

該当事項はありません。

第2期（自 平成22年11月6日 至 平成23年11月7日）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社 債 券	米ドル	Codeis Securities SA (Bridgewater)	2,320,000.00	3,250,204.00	
	米ドル 小計	銘柄数 組入時価比率	2,320,000.00 1 銘柄 99.4%	3,250,204.00 (254,003,442) 100.0%	
合計				254,003,442 (254,003,442)	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
米ドル	社債券 1	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【リクソー・ヘッジファンド・セレクション マネープール・ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成22年11月5日現在)	第2期 (平成23年11月7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,914,116	8,985,580
親投資信託受益証券	51,000,300	51,025,793
未収利息	3	12
流動資産合計	53,914,419	60,011,385
資産合計	53,914,419	60,011,385
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,197	930
未払委託者報酬	2,660	2,008
その他未払費用	1,904	1,417
流動負債合計	5,761	4,355
負債合計	5,761	4,355
純資産の部		
元本等		
元本	53,884,423 _{1,2}	59,960,095 _{1,2}
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	24,235	46,935
（分配準備積立金）	13,487	27,751
元本等合計	53,908,658	60,007,030
純資産合計	53,908,658	60,007,030
負債純資産合計	53,914,419	60,011,385

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 自平成21年12月10日 至平成22年11月5日	第2期 自平成22年11月6日 至平成23年11月7日
営業収益		
受取利息	34,663	2,983
有価証券売買等損益	300	25,493
営業収益合計	34,963	28,476
営業費用		
受託者報酬	2,089	1,851
委託者報酬	4,743	4,034
その他費用	3,384	2,842
営業費用合計	10,216	8,727
営業利益又は営業損失（ ）	24,747	19,749
経常利益又は経常損失（ ）	24,747	19,749
当期純利益又は当期純損失（ ）	24,747	19,749
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	11,260	3,844
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	24,235
剰余金増加額又は欠損金減少額	74,227	21,111
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	74,227	21,111
剰余金減少額又は欠損金増加額	63,479	14,316
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	63,479	14,316
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	24,235	46,935

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第1期	第2期
	自 平成21年 12月10日 至 平成22年 11月 5日	自 平成22年 11月 6日 至 平成23年 11月 7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法により、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	-	計算期間末日の取扱い 信託約款第35条の規定により、平成23年11月5日及びその翌日が休日のため、当計算期間期末を平成23年11月7日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第1期	第2期
	(平成22年11月5日現在)	(平成23年11月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,000,000円	53,884,423円
期中追加設定元本額	371,142,507円	37,474,276円
期中一部解約元本額	318,258,084円	31,398,604円
2. 計算期間末日における受益権の総数	53,884,423口	59,960,095口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第1期	
	自 平成21年 12月10日 至 平成22年 11月 5日	
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	10,896 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,591 円
収益調整金額	C	10,748 円
分配準備積立金額	D	- 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	24,235 円
当ファンドの期末残存口数	F	53,884,423 口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4.48 円
1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	- 円

区分	第2期	
	自 平成22年 11月 6日	至 平成23年 11月 7日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	19,644 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	19,184 円
分配準備積立金額	D	8,107 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	46,935 円
当ファンドの期末残存口数	F	59,960,095 口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7.80 円
1万口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	- 円

（注）上記の費用控除後の配当等収益額は、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第1期	第2期
	自 平成21年 12月10日 至 平成22年 11月 5日	自 平成22年 11月 6日 至 平成23年 11月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは主として親投資信託受益証券を、売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスクおよび信用リスク等があります。 その他、保有するコール・ローン等の金銭債権につきましては信用リスク等を有しております。	同左

3 3 . 金融商品に係るリスク管理体制	<p>金融商品に係るリスクを含め、当ファンドに係るリスク及びパフォーマンスの分析は運用・企画部で行われ、その結果は運用委員会に報告されます。運用委員会では、報告内容についての評価・検討が行われ、その結果はその後の運用に反映されます。</p> <p>コンプライアンス部門では、運用ガイドラインに基づく運用状況及び法令等の遵守状況のモニタリングが行われ、その結果はコンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会では、報告内容についての検討・確認が行われ、指摘事項については解決が図られます。</p>	同左
----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----

金融商品の時価等に関する事項

区分	第 1 期 (平成22年 11月5日現在)	第2期 (平成23年 11月7日現在)
1 . 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表上の金融商品はすべて時価で計上されているため、その差額はありません。	同左
2 . 時価の算定方法	<p>(1) 親投資信託受益証券</p> <p>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	同左
3 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第1期（平成22年11月5日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	300
合計	300

第2期（平成23年11月7日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	25,493
合計	25,493

(デリバティブ取引等に関する注記)

第1期（平成22年11月5日現在）

該当事項はありません。

第2期（平成23年11月7日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期（自平成21年12月10日至平成22年11月5日）

該当事項はありません。

第2期（自平成22年11月6日至平成23年11月7日）

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第1期 (平成22年11月5日現在)	第2期 (平成23年11月7日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0004円 (10,004円)	1.0008円 (10,008円)

(重要な後発事象に関する注記)

第1期（自平成21年12月10日至平成22年11月5日）

該当事項はありません。

第2期（自平成22年11月6日至平成23年11月7日）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	リクソー・マネー・マザーファンド	50,985,005	51,025,793	
合計		50,985,005	51,025,793	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「リクソー・マネー・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「リクソー・マネー・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 事項	(平成22年11月5日現在)	(平成23年11月7日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		51,000,816	51,026,204
未収利息		69	69
流動資産合計		51,000,885	51,026,273
資産合計		51,000,885	51,026,273
負債の部			
流動負債			
流動負債合計			
負債合計			
純資産の部			

元本等			
元本	1,2	50,985,005	50,985,005
剰余金			
剰余金又は欠損金()		15,880	41,268
元本等合計		51,000,885	51,026,273
純資産合計		51,000,885	51,026,273
負債純資産合計		51,000,885	51,026,273

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第1期(自平成21年12月10日 至 平成22年11月5日)

該当事項はありません。

第2期(自平成22年11月6日 至 平成23年11月7日)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成22年11月5日現在)	(平成23年11月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,000,000円	50,985,005円
期中追加設定元本額	49,985,005円	0円
期中一部解約元本額	0円	0円
元本の内訳		
リクソー・ヘッジファンド・セレクション マネープール・ファンド	50,985,005円	50,985,005円
合計	50,985,005円	50,985,005円
2. 本報告書における開示対象ファンドの 計算期間末日における受益権の総数	50,985,005口	50,985,005口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自平成21年12月10日 至平成22年11月5日	自平成22年11月6日 至平成23年11月7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有するコール・ローン等の金銭債権につきましては信用リスク等を有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	金融商品に係るリスクを含め、当ファンドに係るリスク及びパフォーマンスの分析は運用・企画部で行われ、その結果は運用委員会に報告されます。運用委員会では、報告内容についての評価・検討が行われ、その結果はその後の運用に反映されます。 コンプライアンス部門では、運用ガイドラインに基づく運用状況及び法令等の遵守状況のモニタリングが行われ、その結果はコンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会では、報告内容についての検討・確認が行われ、指摘事項については解決が図られます。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	(平成22年 11月5日現在)	(平成23年 11月7日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表上の金融商品はすべて時価で計上されているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(平成22年11月5日現在)

該当事項はありません。

(平成23年11月7日現在)

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

（平成22年11月5日現在）

該当事項はありません。

（平成23年11月7日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成21年12月10日 至 平成22年11月5日）

該当事項はありません。

（自 平成22年11月6日 至 平成23年11月7日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

区分	（平成22年11月5日現在）	（平成23年11月7日現在）
1口当たり純資産額	1.0003円	1.0008円
（1万口当たり純資産額）	（10,003円）	（10,008円）

（重要な後発事象に関する注記）

（自 平成21年12月10日 至 平成22年11月5日）

該当事項はありません。

（自 平成22年11月6日 至 平成23年11月7日）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下は、平成23年12月30日現在の純資産額計算書であります。

【純資産額計算書】

リクソー・ヘッジファンド・セレクション ポールソン・アドバンテージ連動ファンド

資産総額	1,337,117,298 円
負債総額	2,247,436 円
純資産総額（ - ）	1,334,869,862 円
発行済口数	2,149,950,812 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6209 円

リクソー・ヘッジファンド・セレクション トランストrend・エンハンスト連動ファンド

資産総額	202,677,593 円
負債総額	313,532 円
純資産総額（ - ）	202,364,061 円
発行済口数	234,949,464 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8613 円

リクソー・ヘッジファンド・セレクションブリッジウォーター連動ファンド

資産総額	4,316,574,300 円
負債総額	3,823,800 円
純資産総額（ - ）	4,312,750,500 円
発行済口数	3,634,024,818 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1868 円

リクソー・ヘッジファンド・セレクション マネープール・ファンド

資産総額	53,931,606 円
負債総額	1,305 円
純資産総額（ - ）	53,930,301 円
発行済口数	53,884,423 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0009 円

（参考）リクソー・マネー・マザーファンド

資産総額	51,029,938 円
負債総額	0 円
純資産総額（ - ）	51,029,938 円
発行済口数	50,985,005 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0009 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行しません。

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(5) 受益権の譲渡に係る記載または記録

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、前記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成23年12月末現在

資本金の額 4億9,800万円

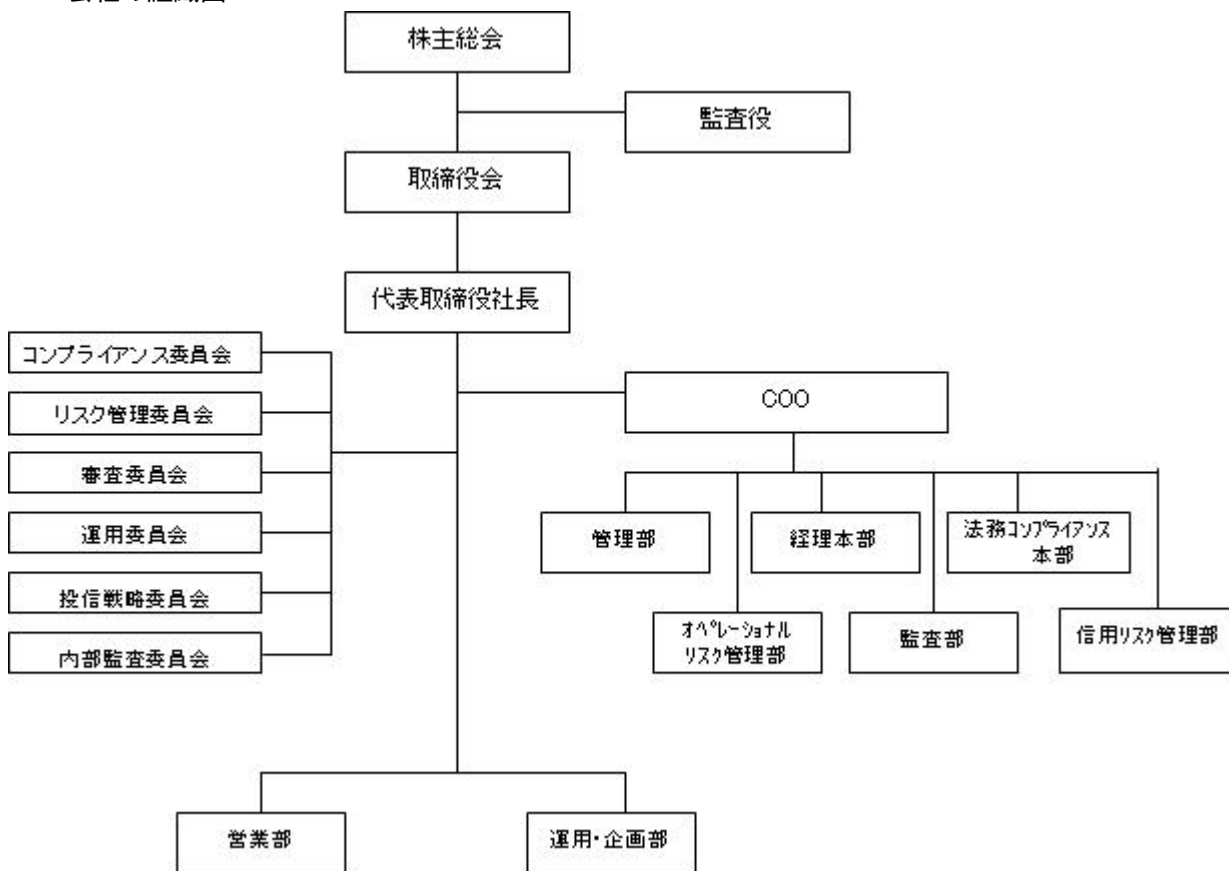
発行株式総数 40,000株

発行済株式総数 9,960株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（平成23年12月末現在）

会社の組織図

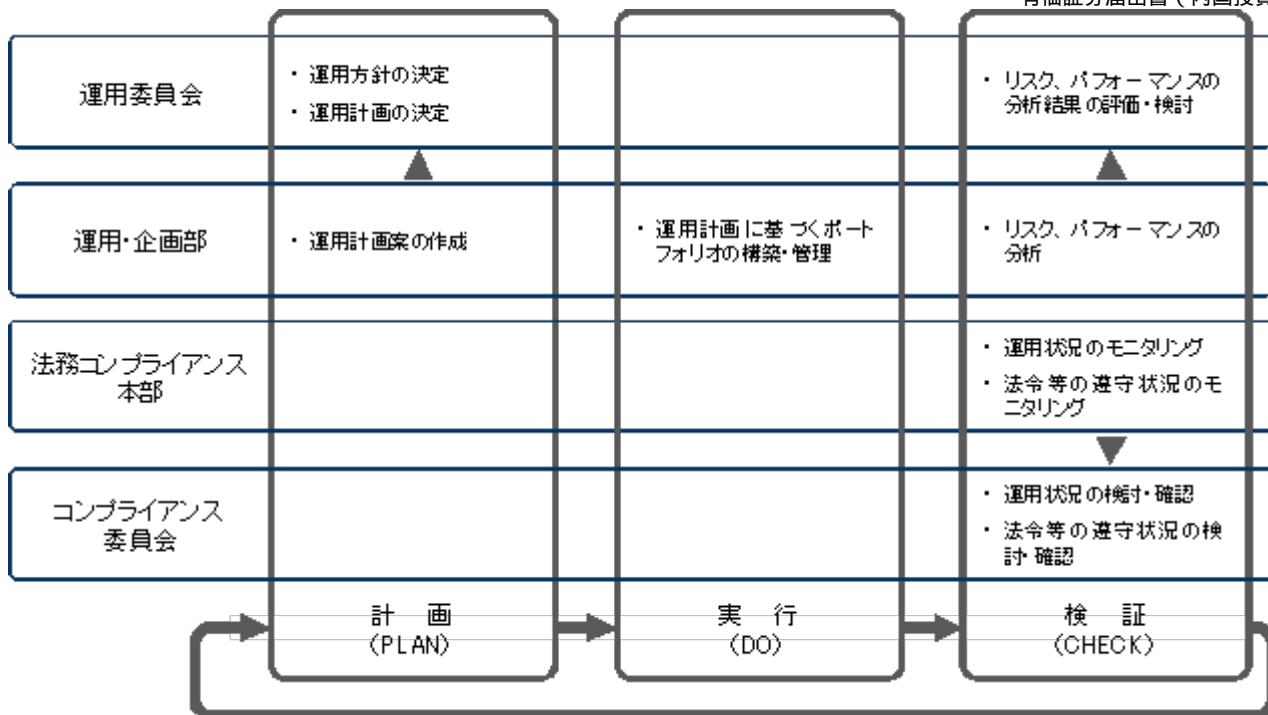


会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補充、または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役1名を選任することができます。

投資運用の意思決定機構



- 計画（PLAN）： 運用・企画部で運用方針および運用状況に基づき運用計画案を作成し、運用委員会にて決定します。
- 実行（DO）： 運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築および管理を行います。
- 検証（CHECK）： 運用・企画部では、リスクおよびパフォーマンスの分析を行います。また、分析の結果は運用委員会に報告され、内容について評価・検討を行います。法務コンプライアンス本部では、運用ガイドラインに基づく運用状況、および法令等の遵守状況のモニタリングを行います。モニタリングの結果はコンプライアンス委員会に報告され、内容について検討・確認を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」で定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務を行っています。

平成23年12月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）の本数は14本（単位型株式投資信託4本、追加型株式投資信託10本）、純資産総額の合計は、約220,681百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるリクソー投信株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業者等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第3期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第4期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条ならびに同規則第57条の規定に基づき、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業者等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

- (2) 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、委託会社の第3期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第4期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、委託会社の第5期事業年度に係る中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表については新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別	第 3 期 (平成22年3月31日現在)			第 4 期 (平成23年3月31日現在)		
	内 訳	金 額	構 成 比	内 訳	金 額	構 成 比
(資産の部)			%			%
流動資産						
現金・預金		49,089			144,496	
前払費用		760			476	
未収消費税等		3,886			-	
未収委託者報酬		26,445			144,323	
未収収益		91,704			62,573	
その他		2,037			8,889	
流動資産計		173,924	86.3		360,758	93.3
固定資産						
有形固定資産	1					
建物附属設備		2,565			2,261	
器具備品		4,147			3,711	
無形固定資産	2					
ソフトウェア		1,231			726	
投資その他の資産						
長期差入保証金		19,754			19,320	
固定資産計		27,699	13.7		26,019	6.7
資産合計		201,623	100.0		386,778	100.0

(単位：千円)

期 別	第 3 期 (平成22年3月31日現在)			第 4 期 (平成23年3月31日現在)		
	内 訳	金 額	構 成 比	内 訳	金 額	構 成 比
(負債の部)			%			%
流動負債						
預り金		6,551			7,732	
未払金		48,904			170,095	
未払手数料	19,136			119,861		
その他未払金	29,768			50,234		
未払法人税等		1,155			1,580	
未払消費税等		-			268	
賞与引当金		12,380			18,943	
流動負債計		68,992	34.2		198,620	51.4
固定負債						
役員退職慰労引当金		6,619			8,854	
長期賞与引当金		1,964			2,737	
固定負債計		8,584	4.30		11,591	3.0
負債合計		77,576	38.5		210,212	54.3
(純資産の部)						
株主資本						
資本金		498,000	247.0		498,000	128.8
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	373,952			321,433		
利益剰余金合計		373,952	185.5		321,433	83.1
株主資本合計		124,047			176,566	
純資産合計		124,047	61.5		176,566	45.7
負債・純資産合計		201,623	100.0		386,778	100.0

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

期別	第3期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)			第4期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		
	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
営業収益			%			%
委託者報酬	51,618			499,387		
運用受託報酬	-			4,307		
その他営業収益	293,161	344,780		356,456	860,151	
営業収益計		344,780	100.0		860,151	100.0
営業費用						
支払手数料		33,727			398,281	
広告宣伝費		1,050			2,337	
委託計算費		19,707			28,996	
営業雑経費						
通信費	5,236			6,855		
印刷費	8,026			1,115		
協会費	1,024	14,286		2,809	10,779	
営業費用計		68,772	20.0		440,396	51.2
一般管理費						
給料						
役員報酬	33,326			39,100		
給料・手当	99,788			119,182		
賞与	17,180	150,294		26,047	184,330	
福利厚生費		15,580			20,429	
交際費		864			1,268	
旅費交通費		5,797			8,827	
租税公課		1,819			2,371	
不動産賃借料		23,776			24,823	
退職給付費用		8,683			17,508	
役員退職慰労引当金繰入額		2,545			2,234	
賞与引当金繰入額		7,804			16,090	
減価償却費	1	1,844			1,854	
業務委託費		58,207			59,340	
消耗品費		1,167			1,255	
会計監査費		18,493			15,752	
諸経費		7,587			11,566	
一般管理費計		304,467	88.3		367,654	42.7
営業利益又は営業損失()		28,459	8.3		52,101	6.1
営業外収益						
受取利息		0			0	
為替差益		758			729	
雑収入		7			287	
営業外収益計		767	0.2		1,018	0.1
経常利益又は経常損失()		27,692	8.1		53,119	6.2
特別利益						
前期損益修正益		893			-	
特別利益計		893			-	
特別損失						
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		-			310	
特別損失計		-	0.3		310	0.0
税引前当期純利益又は税引前 当期純損失()		26,799	7.8		52,808	6.1
法人税、住民税及び事業税		290	0.1		290	0.0
当期純利益又は当期純損失 ()		27,089	7.9		52,518	6.1

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

期別	第3期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第4期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	498,000	498,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	498,000	498,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	346,863	373,952
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 ()	27,089	52,518
当期変動額合計	27,089	52,518
当期末残高	373,952	321,433
株主資本合計		
前期末残高	151,136	124,047
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 ()	27,089	52,518
当期変動額合計	27,089	52,518
当期末残高	124,047	176,566
純資産合計		
前期末残高	151,136	124,047
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失 ()	27,089	52,518
当期変動額合計	27,089	52,518
当期末残高	124,047	176,566

[次へ](#)

重要な会計方針

項目	第 3 期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)	第 4 期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通り であります。 建物付属設備 10～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用） については、社内における利用可 能期間（5年）による定額法を採 用しております。	(1) 有形固定資産 同 左 (2) 無形固定資産 同 左
2 外貨建の資産及び負債の 本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の 直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理し ております。	同 左
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払に備 えるため、賞与支給見込額のうち 当期会計期間負担額を計上して おります。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備え るため、期末要支給額を計上して おります。 (3) 長期賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払に備 えるため、賞与支給見込額のうち 当期会計期間負担額を計上して おります。	(1) 賞与引当金 同 左 (2) 役員退職慰労引当金 同 左 (3) 長期賞与引当金 同 左
4 その他財務諸表作成のた めの基本となる重要な事 項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処 理は税抜方式によっております	消費税等の会計処理 同 左

会計方針の変更

項目	第 3 期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)	第 4 期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)

1 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	-	<p>(資産除去債務に関する会計基準等の適用)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ103千円、税引前当期純利益は414千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による長期差入保証金の変動額は414千円であります。</p>
---------------------------	---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注記事項

(貸借対照表関係)

第 3 期 (平成22年3月31日現在)	第 4 期 (平成23年3月31日現在)												
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="268 1115 651 1189"> <tr> <td>建物付属設備</td> <td>784千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>2,648千円</td> </tr> </table> <p>2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="268 1305 651 1339"> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>1,295千円</td> </tr> </table> <p>3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収消費税等」として表示しております。</p>	建物付属設備	784千円	器具備品	2,648千円	ソフトウェア	1,295千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="900 1115 1283 1189"> <tr> <td>建物付属設備</td> <td>1,088千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3,694千円</td> </tr> </table> <p>2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="900 1305 1283 1339"> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>1,800千円</td> </tr> </table> <p>3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。</p>	建物付属設備	1,088千円	器具備品	3,694千円	ソフトウェア	1,800千円
建物付属設備	784千円												
器具備品	2,648千円												
ソフトウェア	1,295千円												
建物付属設備	1,088千円												
器具備品	3,694千円												
ソフトウェア	1,800千円												

(損益計算書関係)

第 3 期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)	第 4 期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)								
<p>1 減価償却費は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="204 1921 544 1995"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>1,339千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>505千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	1,339千円	無形固定資産	505千円	<p>1 減価償却費は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="834 1921 1174 1995"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>1,349千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>505千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	1,349千円	無形固定資産	505千円
有形固定資産	1,339千円								
無形固定資産	505千円								
有形固定資産	1,349千円								
無形固定資産	505千円								

(株主資本等変動計算書関係)

第3期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
発行済株式 普通株式(株)	9,960	-	-	9,960

第4期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
発行済株式 普通株式(株)	9,960	-	-	9,960

(金融商品関係)

第3期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主に親会社からの資本増資）を調達しております。トレーディング目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません

（注2）をご参照ください。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	49,089	49,089	-
未収委託者報酬	26,445	26,445	-

未収収益	91,704	91,704	-
未払手数料	19,136	19,136	-
その他未払金	29,768	29,768	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料、並びにその他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

長期差入保証金（貸借対照表計上額19,754千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権の決済日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	49,089	-
未収委託者報酬	26,445	-
未収収益	91,704	-
合計	167,239	-

（注4）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

第4期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主に親会社からの資本増資）を調達しております。トレーディング目的の取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	144,496	144,496	-
未収委託者報酬	144,323	144,323	-
未収収益	62,573	62,573	-
未払手数料	119,861	119,861	-
その他未払金	50,234	50,234	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料、並びにその他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決済日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	144,496	-
未収委託者報酬	144,323	-
未収収益	62,573	-
合計	351,392	-

（注3）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（税効果関係）

第3期 （平成22年3月31日現在）	第4期 （平成23年3月31日現在）																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産（単位：千円）</p> <table> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td>124,366</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>5,837</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td>2,693</td> </tr> <tr> <td>未払事業税否認</td> <td>492</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>133,389</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>133,389</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td>-</td> </tr> </table>	税務上の繰越欠損金	124,366	賞与引当金	5,837	役員退職慰労引当金	2,693	未払事業税否認	492	繰延税金資産小計	133,389	評価性引当額	133,389	繰延税金資産合計	-	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産（単位：千円）</p> <table> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td>92,391</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>5,410</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td>3,602</td> </tr> <tr> <td>未払事業税否認</td> <td>525</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td>101,928</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>101,928</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td>-</td> </tr> </table>	税務上の繰越欠損金	92,391	賞与引当金	5,410	役員退職慰労引当金	3,602	未払事業税否認	525	繰延税金資産小計	101,928	評価性引当額	101,928	繰延税金資産合計	-
税務上の繰越欠損金	124,366																												
賞与引当金	5,837																												
役員退職慰労引当金	2,693																												
未払事業税否認	492																												
繰延税金資産小計	133,389																												
評価性引当額	133,389																												
繰延税金資産合計	-																												
税務上の繰越欠損金	92,391																												
賞与引当金	5,410																												
役員退職慰労引当金	3,602																												
未払事業税否認	525																												
繰延税金資産小計	101,928																												
評価性引当額	101,928																												
繰延税金資産合計	-																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <p>税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <p>法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実行税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>																												

（資産除去債務関係）

第 4 期
（自平成22年4月 1日
至平成23年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を入居開始から29年と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は3,001千円であります。また資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外ありません。

(セグメント情報)

第 4 期
（自平成22年4月 1日
至平成23年3月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(セグメント関連情報)

第 4 期
（自平成22年4月 1日
至平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	フランス（欧州）	合計
45,680	315,083	360,763

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
 なお、委託者報酬499,387千円については制度上、顧客情報を知りえないため含まれておりません。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ	315,083	資産運用業

（注）なお委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

第 4 期 （自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日）
該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

第 4 期 （自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日）
該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

第 4 期 （自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日）
該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者との取引）

第 3 期（自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	リクソー アセット・ マネジメン ト	フランス、 パリ	40,506千 ユーロ	資産運 用会社	なし	取締役1 名	外国投信 付随業務	付随業務 サービス料 の受け取り	248,339	未収収益	77,820
親会社の子会社	ソシエテ ジェネラル 証券会社 東京支店	東京都 港区	229,642 千ドル	証券業	なし	取締役2 名	外国投信 付随業務 及び 業務 委託	付随業務 サービス料 の受け取り	45,319	未収収益	12,498
								業務委託費 の支払い	61,177	未払金	21,065
親会社の子会社	ソシエテ ジェネラル 銀行 東京 支店	東京都 港区	924,757千 ユーロ	銀行業	なし	なし	不動産 賃借	不動産等の 賃借料の支 払、保証金 の差入	3,287	長期差入 保証金	19,754

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）付随業務サービス料の受取りについては、当社との間で締結された業務サービス契約に記載された条件で計算されています。

（注2）業務委託費の支払いについては、当社との間で締結された業務委託契約に基づいて支払われています。

2. 親会社又は重要な関係会社に関する注記

(1) 親会社情報

ソシエテ ジェネラル（ユーロネクスト（パリ）、ニューヨーク証券取引所（ADR上場）に上場）

第 4 期（自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有（被 所有） 割合	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社 の子会 社	リクソー アセット・ マネジメン ト	フランス、 パリ	161,106 千ユーロ	資産運 用会社	なし	外国投信 付随業務	付随業務 サービス料 の受け取り	315,083	未収収益	54,756
親会社 の子会 社	ソシエテ ジェネラル 証券会社 東京支店	東京都 港区	229,642 千米ドル	証券業	なし	外国投信 付随業務 及び 業務 委託	付随業務 サービス料 の受け取り	41,373	未収収益	7,815
							業務委託費 の支払い	59,340	未払金	20,552

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 付随業務サービス料の受取りについては、当社との間で締結された業務サービス契約に記載された条件で計算されています。

(注2) 業務委託費の支払いについては、当社との間で締結された業務委託契約に基づいて支払われています。

2. 親会社又は重要な関係会社に関する注記

(1) 親会社情報

ソシエテ ジェネラル（ユーロネクスト（パリ）、ニューヨーク証券取引所（ADR上場）に上場）

（一株当たり情報）

第 3 期 （自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日）	第 4 期 （自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日）

<p>一株当たり純資産額 12,454円54銭 一株当たり当期純損失 2,719円83銭</p> <p>なお、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額については、一株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>注) 一株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。</p>	<p>一株当たり純資産額 17,727円53銭 一株当たり当期純利益 5,272円99銭</p> <p>なお、潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。</p> <p>注) 一株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第 3 期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純損失 (千円)</td> <td>27,089</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純損失 (千円)</td> <td>27,089</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額 (千円)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>普通株式の期中平均株式数 (株)</td> <td>9,960</td> </tr> </tbody> </table>	第 3 期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)		当期純損失 (千円)	27,089	普通株式に係る当期純損失 (千円)	27,089	普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	普通株式の期中平均株式数 (株)	9,960	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">第 4 期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純利益 (千円)</td> <td>52,518</td> </tr> <tr> <td>普通株式に係る当期純利益 (千円)</td> <td>52,518</td> </tr> <tr> <td>普通株主に帰属しない金額 (千円)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>普通株式の期中平均株式数 (株)</td> <td>9,960</td> </tr> </tbody> </table>	第 4 期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)		当期純利益 (千円)	52,518	普通株式に係る当期純利益 (千円)	52,518	普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	普通株式の期中平均株式数 (株)	9,960
第 3 期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)																					
当期純損失 (千円)	27,089																				
普通株式に係る当期純損失 (千円)	27,089																				
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-																				
普通株式の期中平均株式数 (株)	9,960																				
第 4 期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)																					
当期純利益 (千円)	52,518																				
普通株式に係る当期純利益 (千円)	52,518																				
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-																				
普通株式の期中平均株式数 (株)	9,960																				

(重要な後発事象)

第 3 期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)	第 4 期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

[次へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件、その他委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 5 期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)			
科目	内訳	金額	構成比
(資産の部)			%
流動資産			
現金・預金		189,377	
前払費用		118	
未収委託者報酬		125,331	
未収収益		99,907	
繰延税金資産		47,528	
その他		6,269	
流動資産計		468,533	94.9
固定資産			
有形固定資産	1		
建物附属設備	2,109		
器具備品	3,142	5,252	
無形固定資産	2		
ソフトウェア	473	473	
投資その他の資産			
長期差入保証金	19,268	19,268	
固定資産計		24,994	5.1
資産合計		493,527	100.0

(単位：千円)

第 5 期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)			
科目	内訳	金額	構成比
(負債の部)			%
流動負債			
預り金		1,471	
未払金		159,015	
未払手数料	99,388		
その他未払金	59,627		
未払法人税等		1,527	
未払消費税等	3	1,049	
賞与引当金		49,413	
流動負債計		212,477	43.1
固定負債			
役員退職慰労引当金		9,971	
長期賞与引当金		4,021	
固定負債計		13,993	2.8
負債合計		226,471	45.9
(純資産の部)			
株主資本			

資本金		498,000	100.9
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	230,943		
利益剰余金合計		230,943	46.8
株主資本合計		267,056	
純資産合計		267,056	54.1
負債・純資産合計		493,527	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第 5 期中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)			
科目	内訳	金額	百分比
営業収益			%
委託者報酬	301,388		
運用受託報酬	2,620		
その他営業収益	166,263	470,272	
営業収益計		470,272	100.0
営業費用			
支払手数料		223,382	
広告宣伝費		976	
委託計算費		15,515	
営業雑経費			
通信費	2,746		
印刷費	4,406		
協会費	1,588	8,741	
営業費用計		248,615	52.9
一般管理費			
給料			
役員報酬	12,500		
給料・手当	54,295	66,795	
福利厚生費		8,086	
交際費		260	
旅費交通費		3,928	
租税公課		1,698	
不動産賃借料		12,432	
退職給付費用		5,421	
役員退職慰労引当金繰入額		1,117	
賞与引当金繰入額		32,279	
減価償却費	1	973	
業務委託費		30,366	
消耗品費		640	
会計監査費		8,080	
諸経費		6,283	
一般管理費計		178,364	37.9
営業利益		43,291	9.2
営業外収益			
受取利息		0	
雑収入		14	

営業外収益計		15	0.0
営業外費用			
為替差損		199	
営業外費用計		199	0.0
経常利益		43,107	9.2
税引前中間純利益		43,107	9.2
法人税、住民税及び事業税		145	0.0
法人税等調整額		47,528	10.1
中間純利益		90,490	19.2

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

当中間会計期間
(自平成23年4月 1日
至平成23年9月30日)

株主資本	
資本金	
当期首残高	498,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	498,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	321,433
当中間期変動額	
中間純利益	90,490
当中間期変動額合計	90,490
当中間期末残高	230,943
株主資本合計	
当期首残高	176,566
当中間期変動額	
中間純利益	90,490
当中間期変動額合計	90,490
当中間期末残高	267,056
純資産合計	
当期首残高	176,566
当中間期変動額	
中間純利益	90,490
当中間期変動額合計	90,490
当中間期末残高	267,056

重要な会計方針

項目	第 5 期中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)
----	---------------------------------------------

1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 10～15年 器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>
2 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>(3) 長期賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（追加情報）

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第5期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）	
1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。	<p>建物附属設備 1,240千円</p> <p>器具備品 4,263千円</p>
2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。	ソフトウェア 2,053千円

3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

第 5 期中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)	
1 減価償却費は以下の通りであります。	
有形固定資産	720千円
無形固定資産	252千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 5 期中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)				
発行済株式の種類及び総数に関する事項				
(単位：株)				
	当事業年度期 首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式 普通株式	9,960	-	-	9,960

(金融商品関係)

当中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	189,377	189,377	-
未収委託者報酬	125,331	125,331	-
未収収益	99,907	99,907	-
未払手数料	99,388	99,388	-
その他未払金	59,627	59,627	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料、並びにその他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（資産除去債務関係）

第 5 期中間会計期間 （自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日）
資産除去債務の総額の期中における増減はありません。

（セグメント情報）

第 5 期中間会計期間 （自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日）
当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（セグメント関連情報）

第 5 期中間会計期間 （自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日）						
1. 製品及びサービスごとの情報 単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。						
2. 地域ごとの情報 （1）営業収益 （単位：千円）						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>日本</th> <th>フランス（欧州）</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">21,592</td> <td style="text-align: center;">147,291</td> <td style="text-align: center;">168,883</td> </tr> </tbody> </table>	日本	フランス（欧州）	合計	21,592	147,291	168,883
日本	フランス（欧州）	合計				
21,592	147,291	168,883				
（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。 なお、委託者報酬301,388千円については制度上、顧客情報を知りえないため含まれておりません。						
（2）有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。						
3. 主要な顧客ごとの情報 （単位：千円）						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>顧客の名称又は氏名</th> <th>営業収益</th> <th>関連するセグメント名</th> </tr> </thead> <tbody> </tbody> </table>	顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名			
顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名				

リクソー・アセット・マネジ メント・エス・エイ	147,291	資産運用業
----------------------------	---------	-------

(注) なお委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

第 5 期中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

第 5 期中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

第 5 期中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(一株当たり情報)

第 5 期中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)

一株当たり純資産額	26,812.92円
-----------	------------

一株当たり中間純利益金額	9,085.40円
--------------	-----------

なお、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

注) 一株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

第 5 期中間会計期間 (自平成23年4月 1日 至平成23年9月30日)

中間純利益(千円)	90,490
普通株式に係る中間純利益(千円)	90,490
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	9,960

(重要な後発事象)

第5期中間会計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年9月30日)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円 (平成23年9月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社の概況

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成23年9月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	405億円 (平成23年11月24日現在)	金融商品取引法に基づき、第一種金融商品取引業を営んでいます。
ソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店	229,641,869.63米ドル (約17,669百万円) (平成23年12月末現在)	金融商品取引法に基づき、金融商品取引業を営んでいます。

払込資本の額です。円貨換算レートは、1米ドル = 76.94円（平成23年12月末時点）を使用しています。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、投資信託契約の一部解約の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

委託会社と販売会社であるソシエテ ジェネラル証券会社 東京支店は、ソシエテ ジェネラルの子会社です。

第3【その他】

(1) 目論見書は目論見書の別称として、以下を使用する場合があります。

「投資信託説明書（目論見書）」

「投資信託説明書（交付目論見書）」

「投資信託説明書（請求目論見書）」

(2) 目論見書の表紙等に、以下を記載することがあります。

金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨

委託会社の金融商品取引業者登録番号、設立年月日、運用する投資信託財産の合計純資産総額などの委託会社に関する情報

委託会社およびファンドのロゴ・マーク、イラスト、図案や写真、ファンドの商品分類など

請求目論見書（金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書）の入手方法、請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨、および当該請求を行った場合はその旨を投資者自身が記録しておく旨

目論見書の使用開始日

約款が請求目論見書に掲載されている旨

ファンドの財産は、信託法に基づいて受託会社において分別管理されている旨

届出に関する事項

ファンドの略称や総称、個別の呼称等

(3) 目論見書の表紙または表紙裏に以下の趣旨の事項の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、株式、債券、投資信託証券など値動きのある有価証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。

登録金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

投資信託財産に生じた損益は、すべて投資家の皆様に帰属します。

ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みいただき、投資家ご自身でご判断ください。

(4) 有価証券届出書本文第一部「証券情報」および第二部「ファンド情報」の記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

(5) ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。

(6) 目論見書の運用実績のデータ（基準価額・純資産の推移 分配の推移 主要な資産の状況 年間収益率の推移）等は適宜更新されることがあります。

(7) 請求目論見書の巻末に投資信託約款を掲載することがあります。

(8) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

(9) 投資評価機関、投資評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成24年 1月11日

リクソー投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているリクソー・ヘッジファンド・セレクション ポールソン・アドバンテージ連動ファンドの平成22年11月6日から平成23年11月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リクソー・ヘッジファンド・セレクション ポールソン・アドバンテージ連動ファンドの平成23年11月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

リクソー投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 1月11日

リクソー投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているリクソー・ヘッジファンド・セレクション トランストレンド・エンハンスト連動ファンドの平成22年11月6日から平成23年11月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リクソー・ヘッジファンド・セレクション トランストレンド・エンハンスト連動ファンドの平成23年11月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

リクソー投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 1月11日

リクソー投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているリクソー・ヘッジファンド・セレクションブリッジウォーター連動ファンドの平成22年11月6日から平成23年11月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リクソー・ヘッジファンド・セレクションブリッジウォーター連動ファンドの平成23年11月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

リクソー投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年1月11日

リクソー投信株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているリクソー・ヘッジファンド・セレクション マネープール・ファンドの平成22年11月6日から平成23年11月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リクソー・ヘッジファンド・セレクション マネープール・ファンドの平成23年11月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

リクソー投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月21日

リクソー投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鴨下 裕嗣

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているリクソー投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リクソー投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月9日

リクソー投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 三浦 昇

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鴨下 裕嗣

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているリクソー投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、リクソー投信株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年 1月12日

リクソー投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているリクソー・ヘッジファンド・セレクション ポールソン・アドバンテージ連動ファンドの平成21年12月10日から平成22年11月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リクソー・ヘッジファンド・セレクション ポールソン・アドバンテージ連動ファンドの平成22年11月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

リクソー投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年1月12日

リクソー投信株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているリクソー・ヘッジファンド・セレクション トランストレンド・エンハンスト連動ファンドの平成21年12月10日から平成22年11月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リクソー・ヘッジファンド・セレクション トランストレンド・エンハンスト連動ファンドの平成22年11月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

リクソー投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年1月12日

リクソー投信株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているリクソー・ヘッジファンド・セレクションブリッジウォーター連動ファンドの平成21年12月10日から平成22年11月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リクソー・ヘッジファンド・セレクションブリッジウォーター連動ファンドの平成22年11月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

リクソー投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 1月12日

リクソー投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているリクソー・ヘッジファンド・セレクション マネープール・ファンドの平成21年12月10日から平成22年11月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リクソー・ヘッジファンド・セレクション マネープール・ファンドの平成22年11月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

リクソー投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

リクソー投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鴨下 裕嗣

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているリクソー投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リクソー投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。